

平成25年第4回士別市議会定例会会議録（第4号）

平成25年12月12日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 4時07分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

市立病院事務長 三好信之君

教育委員 会長 五十嵐 紀子 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 生涯学習部 古川 靖弘 君

農業委員 会長 職務代理者 飛世 薫 君 農業委員 局長 秋山 照雄 君

監査委員 吉田 博行 君 監査委員 局長 石川 誠 君

事務局出席者

議会事務局 局長 石川 敏 君 議会事務局 局長 浅利 知充 君

議会事務局 幹事 岡崎 忠幸 君 議会事務局 主任 御代田 知香 君

議会事務局 主任 榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（神田壽昭君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（神田壽昭君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

12番 菅原清一郎議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） おはようございます。

第4回定例会に当たりまして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、福祉センター、子どもセンターの新規予定事業についてであります。

牧野市長のマニフェストの中でのやさしいまちと題して、高齢者に、子供に、障害者に、生活者に、全ての人に優しいまちづくりを進めるんだとございます。そして、健康長寿日本一の町にするための一つとして、集い憩う施設として福祉センターの建設がございます。更には、子育て日本一のまちづくりのために、北地区における子どもセンターの建設とあります。このたびの質問では、新規の予定している事業の中で、この2つの事業について何点かをお聞かせいただきたいのであります。

最初に、両施設の建設場所までが市長マニフェストに掲載されているのでありますが、どのような理由なのかと、そのねらいをお聞かせいただきたいと思うのであります。本市の中で公共施設が均衡に配置されることがそれぞれの地域要望でもあると思うのでありますが、子どもセンターについては北地区と書かれておりますので、その理由をお聞かせください。

更には、新市建設計画にもない事業予定物件なのでありますが、建設するとなればその年次はいつになるのかとあわせて、この時点での建設予算額も含めて、その規模と内容を、そして財源の予定はどうなっていくのかも、この機会にお聞かせいただきたいと思うのであります。

そして、この施設の将来的な維持管理はどのような形にされていくのか、指定管理者制度も考えられる中での考え方かもしれません、その考え方をお聞かせください。この両施設の運営にかかわる、維持管理にかかわる予算規模等はどのように考えておられるのかお聞かせいただき、この質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

菅原議員の御質問にお答えいたします。

初めに、福祉センター建設事業であります。昨今、我が国全体が本格的な少子高齢、人口減少社会を迎えている中で、本市においても高齢化率が一層上昇し、3.5人に1人は高齢者という状況になっています。特にひとり暮らしの世帯や高齢者のみの世帯が増えていることから、今後ますます将来の健康や介護に関する不安を抱えて生活する市民が増えていくことが懸念され、高齢者の皆さんが、住みなれた地域で健康で生き生きと安心・安全に暮らすことができる豊かな高齢社会を築くための体制整備が必要になっています。

現在の北町総合福祉センターは昭和54年に建設され、築後34年が経過しているため、老朽化し、維持経費も増加傾向にあります。また、所在地が中心市街地より遠方にあるほか、バス停留所が近くにないなど交通の利便性も悪く、高齢者の積極的な利用につながっていない状況にあります。こうしたことから、私のまちづくりマニフェストの中で、健康長寿日本一を目指す拠点施設として、現在の北町総合福祉センターの機能等を見直した新たな施設として、移転・新築することといたしました。

施設の役割や機能等につきましては、今後関係団体や市民の御意見を伺いながら実施に移してまいりたいと思っておりますが、比較的交通の便のよい中央市街地に建設を考えており、現在のところふらっとに隣接した場所とし、ふらっとと渡り廊下などでつなぐことで、福祉センター利用者や一般市民の利用など有効活用が図られるほか、高齢者と地域の方々とのつながりを深める施設となること、更には中心市街地活性化の一助になるものと考えております。

建設年度といたしましては、平成27年度着工、28年4月オープンを目指して現在作業を進めているところであります。また、施設規模につきましては、今後庁内プロジェクトを設置し、基本方向を確認した後、利用される方々を構成員とした市民会議を4月ころに立ち上げ、協議をいただく予定でありますので、どのような施設機能を持たせるかによって施設規模は変動していくものと考えておりますが、鉄筋コンクリート3階建て程度を想定してありまして、総事業費につきましては6億円を見込み、財源としては過疎債を予定しているところであります。

次に、子どもセンターの建設についてであります。近年共働き家庭の増加などによって、留守家庭児童の登録が増加している状況にあり、あわせて子供全体の状況として、自由で安全な遊び場が少なくなっているところであります。少子化による児童数の減少が予測されておりますが、子供の健全育成のためには児童の居場所づくりが重要でありますことから、引き続き一般児童や留守家庭保育室の整備が必要となっております。

そこで、土別小学校区域の児童を対象としておりますほくと児童館につきましては、昭和48年建設で、建築から40年が経過して老朽化が著しく、また登録児童が定員の35名を大きく上回る86名となっているなど、施設の狭隘化が著しいことから、新しい子どもセンターを建設することといたしました。

ほくと児童館につきましては土別小学校の児童が通う施設であり、市内3小学校の学区内にそれぞれ児童館を配置してありまして、土別小学校区域の通学区域ということから北地区と表現をいたしました。現在のところ建設場所につきましては、北星保育園の西側にあります市

有地を予定しております。

また、建設年度といたしましては、平成28年度着工、平成29年4月オープンを目指しているところであり、現時点での総事業費は約2億5,000万円を予定しているところでございますが、今後障害を持つ児童が利用できる施設との併用も検討しておりますので、子供や保護者、児童館担当職員などの意見なども含めて、児童館運営委員会において集約・検討を行ってまいりますことから、その施設規模等によりましては予算が変動してくるものと考えております。

また、財源につきましては、あけぼの子どもセンターの建設費と同様に考えており、主な財源は過疎債を使用したいと考えておりますし、あわせて国庫交付金や北海道の補助金も活用する予定をしているところであります。

更に、福祉センター及び子どもセンター両施設の維持管理につきましては、施設の詳細が定まった段階でどのような管理がよいのか、また予算規模をどのようにしていくのかなど、効果的、効率的な運営となるよう今後十分検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 再質問をさせていただきます。

ただいま福祉センターの施設の内容について、初めて聞かされた内容でございます。財源も含めて予算の規模が6億円程度ということではありますが、非常な大きな財政支出にもなりますし、この建設場所がぷらっと併設した中で、一体感を持たせた施設にしたいということの市長の提案でございました。

あのぷらっと自体も建設時に相当議論されて、中心部ということで作られたようですが、今日的に、では、その利用はどうなんだということもございます。後ほど指定管理のほうで質問を持っていますので、この程度に利用についてはさせていただきますが、私的にはやはり市長の今の御提案では、RCの3階建てを予定しているんだということでございますが、やっぱりあの面積からすると上に行かざるを得ないわけでございます。そうすると、その建物の中に利用者のためにエレベーター等も必要になってくるということで、どうしても建設費がかさんでくるようにも思うわけであります。

ぜひ、先ほどお話を聞いていましたが、市民の声を聞いて使いやすい施設にするんだということでありましたので、この点については大いに議論されて、その地域の皆さんとも十二分に議論していただいて、27年度の建設ということありますので、早速動き出すはずであります。十二分に検討していただきたいと思っております。施設の内容についてはまだこれからなんでありましようが、私的にいくとどういう形になるのか、机上の中でどういう計画があるのか、その点を1点お聞かせいただきたいと思うのであります。

それから、やはり子どもセンターは北地区ということでありましたが、私的には市内の利便性とかもいろいろ確かにあるのはもちろんでありますけれども、市内の均衡な公共施設の配置といえますか、非常に大切なことだと思うわけであります。

ややもすると商業地域が南側に集中してございますので、北側にはどんどん住宅も少なくなる、あるいは新築の物件も少ないというこういう今日的な状況の中で、公共施設の果たす役割というか、非常に大きいように思いますので、十二分に検討されてはいるんでしょうけれども、ぜひ均衡的な配置という、これからまだ市長のマニフェストの中でもうたっている事業もあるし、新市建設計画の中にもある事業がございますが、その点、配置について市長の考え方をもう少しだけ聞かせていただければありがたいですが。

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 菅原議員の再質問にお答えをいたします。

（仮称）福祉センターの建設場所でありますけれども、やはり一つは利便性の問題、利用される皆さん方ですね、その問題が一つと、もう一つは今もお話出ていましたが、ぶらっとの利用の問題、後ほどの御質問あろうかと思うんでありますが、あのぶらっとにつきましても、おおよそ1億3,000万円ほど資金を投入をしてつくり上げた施設でございますので、今後多くの皆様方が有効に活用していただく、そういったことが極めて重要ではないのかなと気がしてなりません。

現在北町にございます福祉センターについては、先ほど答弁申し上げたとおりであります。あそこにお風呂もあるんでありますけれども、実は利用される方が非常に少ないということを含めていきますと、この入浴施設というのは非常に交流の場でもございますし、そういった意味では福祉施設を利用される方がお風呂も利用していただくというようなことも含めまして、ぶらっとに接続したいという考えであります。

ただ、菅原議員おっしゃるとおり非常に敷地が狭うございますので、あのぶらっとの南側にも市有地ございますし、それから北側はご承知のとおりあすなろ保育園の跡地でありますから、そこを今計画はしているんでありますけれども、ただ、いずれにしても構造的には上に行かざるを得ないような状況もございまして、駐車場の問題もございまして、十分御意見も賜りながら今後煮詰めていきたい、こう考えています。

それと、子どもセンターについては、基本的にはそれぞれ小学校区に1つというふうに考えてございます。特に子供たちの居場所づくりということを考えるならば、現在、先ほど申し上げたとおり、北地区については今児童館あるんでありますけれども、非常に狭隘で老朽化していて、登録者ももう35名のところを80名を超えているというような状況でありますので、南には子どもセンターを設立しましたので、やはり北地区に一つ設けなければならないということで、あそこは学校ゾーンにもなっているわけですよ、保育園、小学校、中学校、高校ということ。

ですから、そういうゾーンにあれば多くの方々の利用もあるだろうということで今のところ計画してございまして、これも関連する皆様方の御意見賜りながら建設をしたいと思っておりますし、ただ、菅原議員おっしゃるとおり、公共施設の建設については均衡ある建設というのが望ましいと思っておりますので、十分市の今後将来像も描きながら、今後においても均衡ある建設場所の設

定についてもそういう考えで臨んでまいりたい、このように考えているところであります。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） 次の質問は、一昨日の山居議員の質問にも重複する部分がありますが、なるべく避けながらの質問にさせていただきます。

ラジオ電波障害と災害時警報についてであります。

市内全域のラジオ受信状態はどうなっているのでしょうか。難聴地域をどのように把握できているのでしょうか。士別地区は他地域と比較しても、ラジオやテレビの受信状態は決してよい状態であるとは思えませんが、市当局はどのように認識しておられるのでしょうか。

テレビについてはその対策が早く解消されているはずですが、ラジオの難聴地域に対する対策が遅れていることからの質問でございます。市内、特に朝日町地域は以前から難聴地域であり、家庭や建造物内が非常に悪いことから陳情要請をしているのでありますが、検査すると聴取可能だとの判断がされているのでありますが、いまだに町内の、特に悪いのが三望台団地周辺地域の難聴が解消していない状況でございます。車両運転中に士別から朝日町に入っていくと、急に受信状態が悪くなるのがはっきりわかりますし、昼夜間の受信差が大きく、夜間は特に受信状態が悪化して、ほとんど聞こえないこともあるのであります。

先日、朝日町地域の会議の席においてもラジオ難聴の問題がありまして、市側からの答弁では、町民からの苦情の後、総合支所では大きめなポータブルラジオで検査した結果、聴取が可能だったとありました。今後も関係機関と連携してより良好な受信が可能となるように、対策を講じていくんだとありました。

建物内の受信ができたとしても、現実的には朝日町地域の各家庭や事業所等のラジオ受信は良好ではないので、早急にその対策をしてほしいのであります。昨今のラジオ聴取は、通常時では車内が主であり、緊急時などは手持ちのポケット携帯用ラジオの活用が主となってくることから、難聴地域の解消に向けてその対策は具体的にどうしたらよいのかと、あわせていつまでにやられるのかをお聞かせください。

次には、防災無線の屋外スピーカーが配置されているのでありますが、警報聴取範囲もラジオと同じように、その範囲はどうなっているのでしょうか。以前の質問で、新しい警報装置の音がどんな音なのかも知らないのと、緊急時の心身の不安定な状況下での警報音を確認したいのだとあったのですが、今日まで市民への周知はどのようにされてきたのかもあわせてお聞かせください。周知は定期的に予行演習などを通じて繰り返してほしいのですが、いかがでしょうか。難聴地域があったとしたら、どのような方法で災害時の警報を周知されるのかをお聞かせください。

災害は忘れたころにやってくる。備えあれば憂いなし。ぜひともさきのラジオの難聴地域の解消とあわせて、緊急警報音の周知と難聴地域の早期解消を要請して、この質問を終わります。

（降壇）

○議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） 御質問にお答えします。

市内全域におけるラジオの受信状態の把握については、平成11年、12年に総務省が北海道内のAM放送及びFM放送電波について、電波測定機器及びポータブル受信機を用いた実測調査を行っており、武徳、上士別、温根別地区、朝日町中央、岩尾内の地点において実施されました。調査結果によると、武徳、上士別、温根別地区のAM放送については、実際の測定者が耳で聞いた5段階の総合評価で、よいに当たる評価4と、極めてよいに当たる評価5の結果が示されています。

また、朝日町中央、岩尾内の調査地点については、総合評価で評価4と中位に当たる評価3とされ、また夜間の調査では評価4、評価3のほか、一部の周波数では悪いに当たる評価2、使用できないとされる評価1となっています。

総務省の調査では、市内のラジオ電波については、通常のラジオ放送は受信可能との結果がありますが、山間部などの地理的条件や建築物による遮断、近年普及した液晶ディスプレイや地デジチューナーなど電子機器類の影響により、地域によっては受信状況が良好と言えない場所もあり、実態としては総務省の調査結果とは異なっているケースもあります。

また、昼夜の受信差が大きいとのことですが、夜間は大気の上層部にある電離層の影響により、昼間とは電波の伝搬状態が変化し、長距離を伝搬することから混信が発生するなど、良好な受信ができない場合があります。

特に、朝日地区のラジオ難聴については、先般市民から市長への手紙により改善要望があり、その後糸魚自治会とのふれあいトーク、更にはあさひまちづくり連絡会でも協議が行われたところでもあります。その際にも、調査報告内容とあわせ、受信感度の高いラジオの使用や設置場所の工夫が必要なお伝えしたところではありますが、長年にわたる難聴の状況改善を望む意見が多くあったことから、その改善に向けた対策を今後とも検討する旨お話ししたところでもあります。

そこで、こうした受信状況が不安定な地域の対策についてであります。テレビ、ラジオ放送は国民生活に密着した情報伝達手段であり、とりわけラジオは東日本大震災においてもファーストインフォーマー（第一情報提供者）として、いち早く災害情報を地域住民へ提供する重要な役割を果たしました。また、ラジオ受信機は停電時でも電池で作動する、避難時に持ち運び可能といった特徴により重要な役割を果たすことから、北海道総合通信局を初めNHK旭川放送局に対し、本市の受信状態の改善に向けた整備について協議してまいりました。

しかしながら、AMラジオが使用している中波は波長が長いため、難聴を解消するためには電波を効率よく送信するための放送施設、中継施設の新設または移設など、大規模な設備が必要となり、その建設や更新には多額の費用を要することになり、国の補助制度等も整備されていないことから、現状では抜本的な対策は困難と考えています。

本年2月、総務省においては、災害時に情報等を国民に適切に提供できるよう、放送ネット

ワークのあり方を検討するための放送ネットワークの強靱化に関する検討会を設置しました。その中間取りまとめでは、ラジオの難聴対策等について具体的な対策例として、送信所の移転や新たな中継局の設置、更に現在は離島に限定されているAMラジオのFM波による補完など、あらゆる対策を講じることの必要性について提言がされました。こうした国の動向も踏まえ、今後においても北海道総合通信局を初め難聴の解消に向けた協議を継続していきたいと考えています。

次に、防災行政無線の放送聴取範囲と内容、市民周知についてのお尋ねがありました。さきの山居議員にお答えしたとおり、防災行政無線の屋外スピーカーは市内15カ所に設置しています。その内訳は、士別市街地区に6カ所、上士別、多寄、温根別の市街地区に各1カ所、朝日町中央地区に2カ所、登和里、三栄、茂志利、南朝日壬士の公民館分館前に各1カ所設置しており、各スピーカーの能力は半径約350メートルのエリアを対象範囲として、放送が可能となっています。

士別市街地区、上士別、多寄、温根別、朝日町中央にあつては、おおむね市街地全域をカバーするよう設計し、音量を設定しているものでありますが、季節や風向きなど自然環境の影響を受けることから、実際の音声は想定する到達範囲内であっても、聞き取れない場合があるものと考えられます。

また、災害時等において市民にお知らせする内容については、避難勧告、避難指示など具体的に音声で放送しますので、住民の方はその内容を把握できるものと考えています。更に、通常時には作動の点検も含め、定時にチャイム放送を行っておりますので、各地域において放送を聞き取ることが可能か確認することができます。

次に、防災行政無線を使用した訓練についてであります。昨年度東栄自治会、あけぼの自治会を対象に、大雨による水害を想定した避難訓練において、実際に災害の状況や指定避難所への避難勧告などの放送を行い、災害時にお知らせする内容の音声は屋外や室内で聞き取ることができるか確認していただいたところです。今後におきましても自主防災組織などを通じ、実際に防災無線を活用した訓練の機会を拡大してまいります。

災害時の情報の周知については、農業者の戸別受信機を含めた防災無線のほか、携帯電話事業者による緊急速報エリアメールやさほっちメーる、インターネット、巡回広報車、報道など可能な限り多くの手段を活用し、緊急情報を広く、迅速かつ正確に伝達できるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 再質問というよりかは要請したいんですが、ラジオについてはやや状況が悪いにもかかわらず、調査の結果は可とするとか良とすると、そういう答えが出ています。どうしてそういう場所があるということは否めないわけでありまして、ぜひとも前向きに常に、相当量の国の予算も必要となってくることから、単独での事業は不可

能でしょうが、ぜひこのことは解消に向けて随時頑張ってくださいと思うのであります。

それから、警報等々についてもやはり士別市は非常に広いとか、合併した自治体でありますから、旧朝日町の茂志利地区についても設置はされているものの、350メートルという半径をもってしては、どの範囲までが聞こえるのかということですよ。

ですから、非常に朝日町地域も広いということ、それから、以前にも携帯電話のことでお話をした経緯があつて、不感地帯がここまでだよという表示がされたらいいのになと私は思っているんですけども、なかなか山菜とりとかも含めて非常に入り込みが山間地に入っている季節があるわけでありまして、そういうときに災害とかあるいは緊急警報情報が本人に伝わらないとか、あるいはまたラジオもとても聞こえないとかいう状況になったときに、そんな不幸な状態になっちゃいけないということからも、ぜひとも山間部に生活している人もたくさんいらっしゃるわけでありまして、朝日はそうですし、上士別は成美地区とか大和、南沢、たくさん住んでいますよね。それに、温根別の北温地区にも皆さん市民がいらっしゃるわけでありまして、中心市街地を重点的にはやられているようではありますが、そういうことじゃなくて、広くどの地域でもこのことが聞かれるように努力してほしいことを要請しておきたいと思えます。長い要請になりましたが、これでこの問題を終わります。

○議長（神田壽昭君） 管原議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） 次の質問は、空き家・廃屋対策についてであります。

市内各地域において、空き家や廃屋等が残念ながら年々増加してきております。本市には、市街地と農村部にどれくらいの戸数があるのでしょうか。更に、公共施設にも相当数があるように思いますが、その数をお知らせください。

民間の住宅や附属施設等の調査はすることはできないでしょうし、その権利等もないことから、今日まで行政がかかわった例がないんだろうと思っております。しかしながら、昨今の人口の減少とあわせて、空き家が増加している実態がございます。なぜにこの質問をするかといえば、空き家の維持管理がされていないことから、強風雨や雪害等によって建物自体に損傷が及び、そのことによって窓や屋根のトタンや壁材が飛び散り、被害が発生してきている状況にあることから、行政としての立場から、何らかの対策を講じて被害が大きくなるようにできないでしょうか。

持ち主が不在な場合はその建物等は荒れ放題でありますし、人災につながるようなことでもなれば、大変なことになります。大きな問題になる前に早急に対策を講じてほしいのでありますが、いかがでしょうか。このことは公共施設にも言えることから、未利用施設の管理状況はどうなっているのかと、今後も使用していくのかも含めて、空き施設の数と維持管理をしっかりと、建造物等が倒壊や破損することによる災害等が発生しないような対策をとられているのかをお聞かせください。

そして、国では農村部の環境対策の一環として、家屋等への解体費補助制度があるようですが、今日まで本市において、このような制度が利用された実績などがありましたらお知

らせいただきたいのですが、いかがでしょうか。と同時に、その制度補助と申しますか、名称についてこの機会に詳しくお聞かせいただきたいと思うのであります。

一般住宅等への対策として、市の予算でこれに準じたような制度を立てられないものでしょうか。個人の財産に対しては、さきに話したような調査もできないのかもしれませんが、建物の倒壊が進み、非常に危険な状態の家屋等があることから、何らかの対策を講じられないものかと思つての質問でございます。建設的なお考えをお聞かせくださいませ。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをいたします。

市内空き家の現状であります。平成20年に行われた住宅土地統計調査における空き家総数は900件であり、このうち平成23年度に、新規就農や農業移住体験用住宅の活用を検討する緊急雇用創出推進事業において農村地域の空き家を調査したところ、157件確認をしております。

また、現在使用されていない上水道の停栓状況は、11月末での閉栓が1,001件となりますが、これらの中には集合住宅等も含まれることから、平成25年度において住宅土地統計調査が実施中であり、今後正確な空き家総数が把握できますので、これらの調査結果を基本資料とし、詳細情報を把握していく予定であります。

次に、空き家の持ち主への連絡などの対応についてであります。空き家の管理につきましては、所有者、管理者の責任において行われるべきものであります。近年は所有者の市外転居や死亡などにより、十分な管理がなされていない状況が増加しております。現在、市の対応といたしましては、市道の沿線等において市民からの情報や、毎年行っている道路維持管理者等の巡視で、冬季間の積雪による建物の倒壊や落氷雪などが懸念される11件の建物について、事故の未然防止に向けて所有者へ連絡をとり、適切な維持管理や雪おろしの指導を行うなどの対応をしているほか、通学路を中心に新たな危険箇所がないかパトロールを実施しているところであります。

また、建築基準法での危険家屋への指導につきましては、平成10年度から、これまでに構造上危険であると判断した7件の建物の所有者に指導を行い、5件は取り壊し、2件は改修した実態がございます。倒壊もしくは倒壊のおそれのある建物につきましても所有者に連絡を行っておりますが、所有者が死亡等で不明の場合は法定相続人へ連絡し、それでも不明の場合は立ち入り禁止などの対応を行うほか、過去には飛散等による危険性が高いと判断し、緊急措置といたしまして市においてブルーシートなどを使用し、飛散等の拡大防止の対応をしたケースがあります。

次に、公共施設の管理と未利用施設数と今後についてであります。市が保有する財産は全体で828棟あり、そのうち未利用施設は139棟あります。建物の管理につきましては、夏は建物周辺の草刈り、冬は建物などの雪おろしを初めとして、維持管理を行っています。現在も旧教職員住宅の貸し付けを行うなど、建物の有効活用に取り組んでいますが、多くの未利用施設については老朽化も進んでおり、建物の周辺に居住されている市民が安全に安心して暮らしてい

けるよう計画的、効率的な維持管理に努めるとともに、今後公共施設マネジメントの計画を策定する予定でありますので、長期的視点に立った改修計画や効率的な維持管理に加え、計画的な解体についても検討してまいります。

次に、農村部における家屋等への解体費に係る補助についてであります。農地や水路など地域資源の基礎的な保全管理活動や、生物多様性保全、景観形成など農村環境保全のための活動に対し、国が支援する農地・水保全管理支払交付金を活用して実施されたものであります。この交付金は、農道や水路の点検、維持補修や花壇整備等の景観整備を進めるに当たり、市内の各活動組織みずからが協議し、必要な事業を実施することとされており、その一つとして、13地区の組織のうち、武徳、中士別、川南、上士別北地区の4組織において農村景観の向上を図る上で、景観を阻害している廃屋等の撤去に交付金を活用したものであり、平成19年度から25年度までに延べ137棟が解体・撤去されております。

次に、一般住宅等への市による助成対策の考え方ですが、市による撤去費用の一部助成や行政代執行を行うなどについては、私的財産への関与となり、議員のお話のように調査権限等の問題や代執行費用の回収が困難など、課題の多いものと考えております。

現在、政府与党においては、空き家等対策の推進に関する特別措置法案を検討しているところであり、この法案の背景として、全国において適切な管理が行われていない空き家等が増加し、防災、衛生、景観等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが上げられております。法案の内容については、市町村が空き家等の情報収集を行いデータベースの整備を行うことのほか、空き家の敷地内に立ち入る権限を与え、特に危険な家の所有者には修繕や撤去を命令できるようにすること、また所有者がみずから進んで建物を撤去した場合、固定資産税を5年間程度軽減する措置が盛り込まれる方向で、検討を進めている状況にあります。

市といたしましては今後の法律案の動向を注視し、その内容に実効性を伴い、市民にとって有益なものであり、また市町村の一方的な費用負担が生じない制度設計となるよう、北海道市長会、全国市長会を通じ要望してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 再質問を何点かさせていただきます。

非常に個人の財産とか公共で持っている施設についても、なかなか修繕も含めて解体もなかなか進まない状況にあるという状況ではあります。個人の住宅に関しては市内では約1,001件ですか、それから公共の未利用の施設自体139棟もあるということで、今後この問題をどうしていくのか非常に気がかりでもあるわけでありまして。

特に朝日町の例を申しますと、非常に倒壊している住宅が1軒、道路の近くにありまして、南大通地区なんです。そこには市のほうではネットをかぶせて飛散をしないようにはしているんですけども、電線あるいは電柱から、電話の線とか電気の線はそのままつながっているわけですね。ですから、それがまた今年の冬に大きくまた倒壊するおそれがある状況にある

ものですから、そういうものについても、所有者が今、朝日地域にはいらっしやらないわけでありまして、その施設をどういうふうな形にしたら解体できるのかなというふうに思っているわけですね。

何とかそういう民間でも協力しながら、そういうものを解体できるような方法があれば、危険な状態から地域の人たちを守っていくためにも何かしらしたいと思っても、やはり人の財産でありますので、そういうことが何とか事前にできないのかなというふうに思っております。非常に危ない状態ですので、パトロールもしているようでもありますけれども、嚴重に何らかの方法も考えてほしいですし、電気の線を事前に切っておくとかしておかないと、ほかの地域まで停電とか及ぼす影響も出てくるのではないのかということから、非常に危惧してございます。

それから、故意に住宅を解体しないでも私はいるやに聞いてございます。それはなぜかと申しますと、空き地とそれから建物が建っている状況では、固定資産税に非常に優位に働くということから、どうしても建物を壊さないでそのまま残しておく事例が多いやに聞いてございます。そういうことからいきますと、全国の各地で大きな問題になってきておると、国も何らかの方法はとらなきゃいけないという状況ではありますが、この空き家条例なるものを、やっぱり本市の場合もつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

全国の各自治体で、平成25年1月現在で138自治体が加盟しておりますし、現在においては272の自治体がこれに加盟するように今準備中だそうでございます。ぜひとも本市でもこういう条例を組んだ中で、この空き家・廃屋対策をしていかないと、市街地においては非常に危ない状況にも陥るんじゃないかということから非常に心配されておりますので、このことについて再質問をさせていただきます。

○議長（神田壽昭君） 大崎部長。

○市民部長（大崎良夫君） ただいま菅原議員のほうからおっしゃるとおり、空き家それから廃屋を含めて大きな、全国的に社会問題となっているような状況がございます。士別市につきましても先ほど答弁申し上げたとおり、相当数の空き家等がございます。そういった中で緊急措置的にブルーシートなどを張り、飛散しないような措置はとっておりますけれども、最終的にはそれは解決の策にはならないかとは思いますが、そういった意味で、今議員のほうから空き家に関する対策の条例が制定できないのかというような御質問もございました。

最近では、24年4月に滝川市のほうでこの空き家に関する条例が制定をされております。その内容としましては、その所有者に対しての勧告、命令、そして従わない場合については公表をするといった中もございまして、その中で代執行の問題もあります。例えば代執行の問題につきましても、その費用を行政のほうで回収ができるかというような課題も多くございます。そういった中で、今国のほうでは政府与党のほうで、そういった空き家対策に対する法案を今検討中でありますので、その辺の状況を十分市のほうでも踏まえた上で、今後その可能性を含めて十分検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 非常に、先ほどから繰り返しているようですが、個人の財産ということで非常に難しい問題が多々多いわけではありますが、この地域に住んでいる者とする、そういうものを早く解消するべく何らかの対策を講じるために、その条例が必要でないかという意味からの質問でありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に私は思うのには、教員住宅とか消防署の職員が入っていた住宅が、朝日では古いところがほとんどが、あいている状況にありますので、ですからその対策も、ただ屋根の雪をおろしたりするわけではなくて、何らかの方法を早急に講じてほしいものだと思っています。そのことも注意しながらこの冬を乗り切っていただきたいと思ひますし、こういう空き家対策については公共の施設も相当数あることから、前向きに、使っていないものについては解体するなり、何らかの方法をとっていかないと、いつまでも残っていく状況にありますので、ぜひそのことも対策を講じていただくように要請して、この問題を終わります。

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君）（登壇） それでは、最後の質問であります、指定管理者制度による委任事業の検証についてであります。

まず最初に、本市での指定管理者制度によって運営されている事業数は何事業あるのでしょうか、お知らせください。その委任先の団体等の内容はどのようなものなのでしょうか。どんな理由から委任先の選択要件も決められているのか、この機会にお知らせください。

平成24年度の決算から検証してみますと、14の事業が委任されておりまして、その中での全ての委任先は、民間団体や営利法人との契約はないようでございます。指定管理施設は現在、総合福祉センター、多世代スポーツ交流館、日向森林公園、大和牧場、羊と雲の丘観光施設と世界のめん羊館、スポーツ合宿センター翠月であります。それから、サイクリングターミナル、勤労者センター、中心市街地交流施設ぷらっと、農産物加工体験交流施設の～む、めん羊工芸館、朝日交流センター和が舎、日向保養センター、多寄医院があり、25年度からは朝日町農業者トレーニングセンターもこの制度で朝日商工会に委任されております。

指定管理料金の積算は、どのような基準でされているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思ひます。行政が直営でその運営に当たった時点での必要経費等が積算の根拠になっているのだと思われまますが、この制度に至った背景には、直営事業としての経費と委任しての必要経費の比較で、単純に安価なほうを選択されているのでしょうか。

指定管理料を見たときに利用料収入が大きい施設は、羊と雲の丘が1番で、その収入額は4,953万8,039円、次が朝日交流センターの3,673万3,042円、3番目が日向保養センターが1,644万6,776円。そして、サイクリングターミナルの775万5,200円。最後にぷらっとが520万300円、めん羊館が160万8,600円で、そのほかの施設については収入がほとんどないような施設となっております。

指定管理料額が大きい順では、羊と雲の丘世界のめん羊館の3,626万円で、次が朝日交流セ

センターの2,643万8,000円、大和牧場の2,590万円、福祉センターの1,865万2,000円までが大きな指定管理料であります。指定管理料がゼロ円の施設が、スポーツ合宿センター翠月と日向保養センターで、翠月は施設の売上げ料の1億9,400万円で運営されておりますし、多寄保養センターも、開設後その収支は黒字で運営されております。ほかの施設と相違点となっているものの、その理由をお聞かせいただきたいと思うのであります。

施設運営での収支の差額が出た場合の契約は、どんな内容となっているのかもお聞かせください。更には、経費の中で価格の変動があったときの対処はどのようにされているのでしょうか。大きなものでは燃料費の価格高騰があった場合などの契約変更点は、契約条項にしっかりとうたっているのでしょうか。契約額の市場価格に沿って速やかな変更が望まれますが、今日までどのような補正などが実施されたことがあるのでしょうか。もしされていないのであれば、どのような理由で補正していないのかもお聞かせください。そして、指定管理期間が3年間、5年間と契約がされているのでありますが、その期間設定の理由もこの機会にお聞かせください。

また、施設の修繕費用等についての取り決めが非常に不確定な部分が多く見られることから、管理受託者の責任での修繕内容を文章で明確にしておかないと、修繕費の部分で互いに不透明なことが発生してもよろしくないので、この機会に契約内容を甲乙対等の中で、変更には柔軟に対処すべきだと思うのですが、考え方をお聞かせください。

更には、指定管理者制度に移行していく事業が年々増加していく状況にある中で、来年度からは桜丘荘やコスモス苑もその制度により運営される予定でありますし、本市の中で今後の指定管理者制度に予定している施設はどのようなものがあるのかもお聞かせください。

そして、昨年度の予算審査特別委員会で小池議員が、指定管理のあり方がまちまちであるので、全体としての指定管理運用ガイドラインをつくるべきではとの質問に対して、その答弁では、基本的な考え方、事務手続については一本化したガイドラインをつくるんだとの答弁があったのですが、現在はどのようになっているのかもお聞かせください。

以上質問して、質問を終了します。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、指定管理者制度を導入している施設の数と、指定管理者となる団体やその要件についてであります。平成15年9月の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設されました。これにより、本市においては平成18年度からこの制度を導入し、現在15施設の運営を指定管理によって行っております。

この指定管理者となる団体及び要件については、公募により募集を実施した多寄医院を除き、士別市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例で規定している、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できる団体として、士別市社会福祉協議会、北ひびき農業協同組合、朝日商工会などの公共的団体を非公募により指定管理候

補者として選定し、候補者から提出された事業計画や収支計画書など関係書類等をもとに、市民の平等な利用の確保、施設管理運営を安全かつ安定して行う人員体制と、資産や経営の規模及びその能力など、大きく5項目について指定管理者審査委員会が審査し、選定をしております。

次に、指定管理料の積算についてであります。指定管理料の積算につきましては、その施設の設置目的や規模、利用料収入の有無など施設の特徴により違いがありますことから、積算に当たっての明確な算定基準は設定しておりませんが、菅原議員お話しのように、市において直営または委託により運営の実績がある施設につきましては、その経費を一定の参考としております。

しかしながら、指定管理は委託とは異なり、管理運営方針に至るまでを委任する制度でありますことから、利用者に対する利便性の確保を初め運営を行うための人員配置、職員の雇用条件、管理運営経費の削減努力など、指定管理候補者から提出のあった考え方について慎重に審査をして、指定管理料を決定しているところでございます。更に、指定管理者制度は施設の設置目的をより効果的に達成し、市民サービスを向上させることを目的としておりますことから、単に経費の節減、削減だけの観点で指定管理者を決定するものではありません。

次に、指定管理料が発生しない施設についてであります。スポーツ合宿センター及び日向保養センターにつきましては、指定管理を行う際に指定管理候補者から提出のあった収支計画書において、事業収入見込み積算額が支出経費額を上回る内容でありますことから、指定管理料が発生しない施設としておるところでございます。

次に、施設運営で収支に差額が発生した場合の協定内容及び燃料費等の変動への対処並びに施設の修繕費用等の取り決めについてであります。まず、施設運営において収支差額が発生した場合の協定内容についてであります。指定管理料の額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、指定管理候補者から申請のあった内容を審査・決定し、契約に当たる協定書に定め、締結しているため、通常管理運営においてその額が変更されるということは想定しておりません。

なお、指定管理期間において余剰金が発生した場合は、その施設の修繕や利用者サービスを向上するための経費及び職員の処遇改善の経費として積立金等により対応することとなります。また、小破修繕費用等の取り決めについては、協定書において市の負担となるのかまたは指定管理者の負担となるのかについて、リスク分担表に基づき対応することとなっております。必要経費が極めて小規模なものは指定管理者が負担し、経年劣化によるものは市が負担することとなっております。この場合、具体的な額は規定しておりませんが、そのときの経済情勢や指定管理者の財務状況を勘案し、双方の協議によりその負担を決定することとしております。

このほか、自然災害等想定外の事案が発生した場合や、当初の事業見込みと大きく異なる状況になった場合には、その都度双方で協議することとしており、平成20年に原油価格の高騰による収支不足が見込まれた際には、協議により指定管理料の額を増額補正したケースもあ

す。

次に、指定管理期間を3年、5年と定めた理由についてであります。これまでレクリエーション、スポーツ施設等を中心とした指定管理の期間につきましては、職員の継続雇用や安定的な運営を期するため、3年を基本としてまいりました。そして、平成24年度には新たに医療施設において指定管理を導入し、更に26年度からは福祉施設の指定管理も実施することになりますが、特に医療、福祉施設につきましては長期的に安定したサービスが求められる施設であり、多くの自治体でも長期の指定期間を設けておりますことから、5年の期間といたしたところであります。

次に、今後の指定管理制度導入予定施設についてであります。これまで自治体運営改革会議において、民間活力の導入について検討すべきと判断した施設のうち、今後検討が必要な施設は、岩尾内観光施設、農産加工実習施設、総合体育館等があり、更にバイオマス資源堆肥化施設も含めて、今後も自治体運営改革会議において各施設の設置目的がより効果的、効率的に達成されますよう、また多様化する住民ニーズに柔軟に対応できるよう、本市経済情勢や雇用情勢、地域性にも配慮し、引き続き調査検討を重ねてまいります。

最後に、指定管理運用のガイドラインの策定についてであります。ガイドラインの策定につきましては議員お話しのとおり、本年3月の平成25年度予算審査特別委員会において、小池議員から策定の御提言があったところでございます。指定管理者制度に対する基本的な考えや事務手続、リスク分担等に関するガイドラインにつきましては、本年度中の完成を目指し、現在策定作業を進めているところであります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） ただいまの答弁で、指定管理に携わっている事業についての考え方をお聞きしたわけではありますが、今回非常に、今年の1月でしたか、多寄の保養センターがオープンしたのは。ここの利用については非常に心配された、そしてまた議会でもいろいろな論議がされた施設であります。指定管理料ゼロ円で収支が24年度167万円黒字化したと。

確かにお客さんの利用が多いからそうなるのはいるんでしょうけれども、今後もここの施設は相当頑張っておられるんだろうなというふうに思うわけでありまして、一方では、スポーツセンター合宿翠月なんかは指定管理料ゼロ円でありますけど、約800万円の年間の赤字も出ているんだということでもあるし、非常に中身がみんな複雑で、それぞれの機能を持っている建物、公共施設に準じた建物でありますから、それぞれ致し方ない部分もあるんでありますけれども、3年に一度の検証をしながら指定管理料を決めながら運営されているというところもあるんですが、実際にゼロ円で運営されているところもあるということからして、今後もぜひいろいろな民間の団体も含めた中での指定管理制度に持っていくような方向づけも必要ではないのかなと。

建物にも、それから指定管理している物件にもよりますけれども、一概には言えないわけで

ありますが、そういう努力している事業所、こういう施設もあるわけでありますから、ぜひ民間の活力も利用した中で、こういう施設が市民に利用されるように願いたいわけでありますが、その点、最後に1点だけ聞かせていただければと思います。

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 指定管理につきましては、ただいま申し上げました自治体運営改革会議の中でどういった施設を、市の施設全てについてそういう視点を持ったときに、指定管理に向かえるかどうかというそういった評価をしておりますけれども、そのときに、まずは施設を使われる市民の方が安心して使っていただけるといったようなことを基本としなければなりませんし、その上で効率的な運営を図れるために指定管理を導入するかという考えになります。

今、これまで公共的団体を非公募によって指定管理するといった場面が多かったわけでありますが、今後についてはいろいろ昨日も申し上げましたけれども、PFIですとかいろいろ民間活力の導入等、力をお借りするというごまごましますので、それぞれの場面であらゆるやり方を想定しながらやっていきたいと思っておりますので、今菅原議員からお話のあったことについても、その検討の過程の中では十分に考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 菅原議員。

○12番（菅原清一郎君） 以上で終わります。

○議長（神田壽昭君） 5番 丹 正臣議員。

○5番（丹 正臣君）（登壇） 第4回定例議会に当たりまして、通告に従い一般質問をするものであります。

まず初めに、農業支援対策について市長の考え方をお尋ねいたします。

今年度の士別市の農業は、春先融雪期の遅れで農作業が大幅に遅れましたし、夏においては高温、干ばつで大変な1年でしたし、また、収穫期においては長期の長雨ということで、農業者は本当に1年間苦勞のあった年でありました。しかしながら、収量については品目的に差はあるものの、おおむね平年作であった喜ばしい年でありました。

時代は、民主党から自民党と公明党の連立政権に移行しました。外にあっては、御案内のとおりTPPの問題年内妥結ができなかったし、内にあっては生産調整の問題が年明け早々より具体的な形になってくるというような型にあって、農政も大きな転換期を迎えておるわけであります。

士別においても、担い手の高齢化、後継者不足、収益全体が上がらない等々の理由で、年々農家の離農が進んでおるのも大きな課題であります。しかしながら、今言ったようなマイナス面ばかりではありません。数字的に見ても、農地が減るわけではありませんので、農家群は限りなく大規模経営へと移行をしているのであります。承知のとおり、実験的にはありますけれども、士別の基幹産業の一翼を担うビートの作付面積を増やすために、新たな労働力の供給システムをいかにするかという一つの取り組みとして、商工会議所が提案した農商工連携によ

る作業委託も2年を終えたのであります。

そんな中で、新たな取り組みとして、大きくなった農家の地域をサポートする、そういう動きが市内多寄町で、農業者が6月に設立をして、既に堆肥散布だとか管理作業の委託を行って本格的な活動が開始されたことは、私は、今あるこれからの農業を見据えたときの取り組みとしては非常に喜ばしいことであり、頼もしいことなのであります。承知のとおり、農商工連携についてはビートの移植や収穫作業に特化したものであります。今多寄にできたサポートたよろーについても、本市のビートの作付面積の拡大を目指すのも一つの選択だとして、なっているのであります。

私は、このような先進的な取り組みの中において、初期投資が大幅にかかる、特に新たな作業をするわけでございますから、トラクターだとかタイヤショベル、その移動に伴う移動車、搬送車、いわゆるそれらに対して今できて進もうとしている組織に対して、行政などからの支援、更にはいろいろな有利な資金確保が必要とされております。この件については、近々市だとか農協に対して要請がなされるようであります。

私は、6月の議会にもきちんとした整備をしなければなりませんよということで提案をしているんですけれども、今市は農作業受委託の作業に向けての組織に向けての考え方、あり方を、農作業が一段落した時点で、農業者や組織団体の皆さん方とお集まりをいただいて協議をして、持続可能な足腰の強い農業・農村を目指すということで、内部協議がされておりますけれども、その課題や検討、具体的な支援を含めてどのような構想としてなっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

特に、意欲のあるこれからの見据えた担い手の目指す事業でございますので、将来当然法人化を目指しておるのも事実と聞いておりますし、これは今市内にはこういう個別のコントラクター事業をやっている組織はありませんので、このことがきちんと確立されれば土別の農業も守られるし、農業者も安心してやっていけるというコントラクターのモデル事業になるものと私は確信しております。当然、法人化を目指しておりますので、優秀な人材確保等が求められておりますので、初期段階で行政がどれだけ支援できるのか、しようとしているのか、ここで市長の考え方を求めるものであります。

次に、合宿の里について質問をいたします。

我が土別市はスポーツ合宿のまちとして35年の歴史がありますし、またその中でハーフマラソン大会も年々多くの参加者を募って、今年で27回の大会を終えたのであります。まさにスポーツの合宿の里の、北海道における先進的な先駆者としてのスタートをしている自治体と言っても過言ではないのであります。

本市の合宿について、4月から6月までの上半期の実績が教育委員会から示されております。それによると大学陸上部が大幅に増加し、スポーツ系では、合宿では約239団体、延べ人数1万4,000人です。文科系では28団体、2,000人です。合わせて1万6,000人となっております。これはいずれも前年同期より合宿数を上回っておりまして、土別にとっては大変

喜ばしいことでもあります。承知のとおり、2020年東京オリンピックの開催が決定をし、7年後行われるオリンピックに向けて、日本はますますスポーツ熱が高まってくると考えられますし、国においても振興するために、スポーツ庁の設置をなされるように聞いております。

そこで、私はオリンピックに関連して、スポーツ合宿について本市の考え方をお尋ねするものであります。北海道の調査によれば、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、道内では23の自治体が、選手団の受け入れ誘致に向けての前向きな意向を示していると言われております。当然我が市もその中にあるんですけれども、過去にドイツ選手団の受け入れ実績もあり、高い評価もいただいておりますけれども、今後自治体同士で激しい合宿誘致に向けた争いが予想されるのであります。

近郊では、名寄市、和寒町、稚内市が誘致に取り組む姿勢を示しておるのであります。そこで、本市の合宿者の実績は、先ほど言ったように前年を上回っておりますけれども、市内での受け入れ宿泊数、上限をどこに押さえるのか。また、受け入れに当たっての体制をどのようにしていくのかお伺いをするのであります。

特にスポーツ系においては増えておるんですけれども、4月から9月の間においては当然観光も含まれますので、競合するわけでありますので、宿泊者数から見た受け入れ期待数をどのように考えておるのか。そして、施設の整備についてもお伺いいたします。競技施設としては陸上競技場は素晴らしいものがありますし、トレーニングマシンのある施設としては、体育館、朝日農業者トレーニングセンター、それに翠月の3カ所がありますけれども、これから高度になっていくスポーツの中にあって、受け入れるに当たって、十分なトレーニングマシンだとかそういうのがきちんと整備をされて、どのような形で受け入れて、その施設をちょっと私も見てきたんですけれども、どのぐらいの利用実績があるのかお聞きをするものであります。

今までスポーツにおける合宿は、中距離、長距離の陸上選手が主体の合宿受け入れが主だったと思うのであります。そこで私は、本市は昔からレスリングだとか重量挙げの盛んな、そして有能な選手が育っておりますので、私は陸上競技、中長距離に特化するのではなくて、どの方でもどの競技でも受け入れて、士別の気候風土に合ったところで強化合宿ができるような体制を組むべきだと思うのであります。

先日私は体育館に行って、レスリングの施設を見させていただいたんですけれども、余りにも狭過ぎて暗いような状態でありますね、総合体育館の裏にあるのは。でありますから、やっぱりそこをきちんと整備をしたり何かをして、受け入れ十分可能なそういう体制づくりも私は必要でないかと思うのであります。

言うまでもなく、合宿の里はまちづくりの役割の一面も担っているのであります。先ほど述べたように、宿泊施設、ホテルなどが不足している状態だというふうに聞いております。きのうの新聞でも、合宿受け入れ協議会等々の中では、今年間2万2,000人ぐらいが士別で受け入れられているんですけれども、将来3万2,000人にするんだという記事が載っておりました。そこには、心配事として先ほどから言っているとおり、宿泊施設等々が少ないという心配もあるん

ですけれども、現在市内において、ある企業がホテル建設の構想を持っている企業もあるというようにお聞きしております。ただホテルを建てればいいというものではないんですけれども、受け入れ数を増やすのであれば、この機会に積極的に建設に向けたアプローチも必要だと思っておりますけれども、市の考え方をお尋ねを申し上げまして、私からの質問といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 丹議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から農業支援対策について答弁申し上げ、合宿の里については教育委員会から答弁申し上げます。

今日まで本市の農業を支えてきた労働支援機能の一つとして、集落での支援的な労働力の手間がえといった融通機能の活用や、機械等の共同利用、更には水稻育苗などでも共同作業が行われてきております。しかしながら、農家戸数の減少に伴い農地集積が進み、1戸当たりの経営規模が拡大するとともに、農業従事者の高齢化や農家の後継者不足もあって、恒常的に労働力が不足している状況にあります。

これまで本市では農作業の受託組織として、平成13年には有限会社ディリーサポート士別、平成17年には農事組合法人あさひが設立され、耕起、整地、播種、移植を初め栽培管理、堆肥の運搬・散布、防除、散水、収穫や混合飼料の製造等の受託作業が行われており、民間業者では無人ヘリコプターによる防除作業も受託しており、その需要は年々増加傾向にあります。

個々の農家においても、シルバー人材センターやハローワーク、知人などを通じて不足する労働力の補充に当たっております。しかしながら、畑作などの農作業においては、春の播種、移植作業や秋の収穫作業などに労働時間が集中するため、その対応策として新たなファームコントラクター等の労働力供給システムの確立が必要となっております。

そこで、農作業受託組織等の設立に向けたこれまでの検討状況と具体的な構想についてであります。農業労働力供給システムの確立に向けて、課題やその解決方法などの調査と研究を進めることを目的に、農協や普及センター、農業委員会と市による農業労働力支援対策検討会議を本年8月に設立し、これまで3回の検討会議を行ってきたところであります。

その中で、農業後継者の現況や農地の流動化の見込み、更には作業員の確保の動向等について、市内各地区ごとの実態把握に努めるとともに、法人あさひ及びディリーサポート士別、更には士別商工会議所から提案のあった農商工連携の取り組みについても報告し、各地が抱えるさまざまな課題について協議を行ったところであります。

こうした中で、丹議員からお話のありましたサポートたよろーは、多寄地区農業者の作業委託に関する意向調査を事前に行った上で、地域が求める各種作業に地域を挙げて対応していく信頼できるサポート団体を目指し、本年6月に設立されたところであります。まさにこうした取り組みは、地域の中での農業労働力の調整といった意義深い取り組みであり、今後の展開に大きな期待を寄せるものであります。

過日、サポートたよろ一と市、農協との意見交換の中で、機械導入の初期投資に課題があるとともに、受託業務については堆肥や石灰ケーキ散布、圃場の除れきや均平作業、更にはビートの移植、収穫作業など、特殊な機械を用いた作業等へ対応していくことが示されたところでもあります。今後検討会議では、既に組織化されている朝日地区と多寄地区については、早急に組織の課題を把握した中で、どのような対策が必要なのか協議を進めた上で、その後農業者と意見交換を進めていく考えであります。一方、その他の地区につきましては、各地区の実態に即した集落営農組織等での整備や新たな農業労働力供給システムの必要性についても、引き続き検討会議で議論を深めていきます。

次に、コントラクター組織に対する行政の支援についてであります。コントラクター組織の育成や安定化を図るためには、組織をまとめ先導していく人材の確保、あるいは農業施設整備や共同機械の導入に要する初期投資が課題となりますので、関係機関や団体のサポートが重要であるものと考えております。特に農業機械については非常に高価でありますことから、組織からの相談があれば、国の補助制度等の活用や有利な資金調達についても、農協と十分連携を図り、対応に当たってまいります。

また、人材確保と通年雇用についてであります。組織が持続的に発展していくためには、お話のとおり優秀な人材を確保・育成し、通年雇用に結びつけていくことが課題であることは十分認識をしております。こうした課題につきましては、組織だけで解決していくことは難しいものがございますので、関係機関と連携しながら、例えば冬季間の除雪作業や市内での季節的な雇用の場の可能性などについても、検討会議で協議してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 古川生涯学習部長。

○生涯学習部長（古川靖弘君）（登壇） 私から、合宿の受け入れ体制と合宿環境の整備についてお答えいたします。

現在当市では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことを好機とし、合宿の里士別ステップアップ・プランの策定を進めており、現在よりも多くの合宿団体を招き入れ、町の活性化を図ってまいりたいと考えているところであります。

初めに、市内での受け入れ宿泊数の上限と合宿者の受け入れ体制のお尋ねについてですが、本市には宿泊施設は17施設あり、全施設の収容人員数は865人の収容が可能となっておりますが、昼食の提供や合宿独特のサービスが要求される場合もあることから、長期間の合宿の受け入れができない旅館もあり、仕事や観光などの宿泊者を勘案すると、受け入れの宿泊上限は500人程度と推計しております。

また、受け入れ体制であります。行政といたしまして空港間の送迎を初め合宿チームの歓迎看板の設置、合宿者との歓迎会などを行い、合宿団体とのつながりの深い関係づくりに努めるとともに、練習日程や練習施設の利用調整などを行っております。

次に、宿泊者から見た受け入れ期待数であります。合宿や大会の受け入れ総数は平成24年

度はスポーツ合宿351件、1万7,215人、文化合宿73件、2,651人、文化スポーツ大会75件、3,326人、合計2万3,192人となっております。期待数といたしましては、士別市スポーツ推進計画ではスポーツ合宿の受け入れ目標を3万人としており、文化を含めると年間3万2,000人程度の年間宿泊の受け入れを期待するものであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、観光の宿泊者や夏休み中の道内合宿選手、更には士別ハーフマラソン大会やサフォークランド士別サッカー大会などのイベントに参加が集中し、7月、8月には宿泊上限数をはるかに上回る宿泊者の希望があり、宿泊をお断りしている日もある現状でございます。合宿のまちを推し進めている本市として、宿泊所の不足は大きな課題であると認識しております。

次に、トレーニングマシン施設の利用状況についてであります。総合体育館のトレーニング室は、市民の健康づくりのために有酸素系のマシンを導入したトレーニング室を新たに設置しており、昨年度は1万53人の多くの市民が利用し、夏季には合宿選手にも一部御利用いただいております。朝日農業者トレーニングセンタートレーニング室は、昨年度1,152人が利用しており、7月、12月には主に合宿中の選手がトレーニングを実施しております。また、翠月のトレーニング室の昨年度の利用者は3,161人であり、夏季は主に合宿選手に、冬季は温泉利用の市民に利用されております。合宿団体からは、トレーニング室の常設は雨天時利用など好評を得ているところです。

議員お話しの、士別のトレーニングマシンが合宿選手を受け入れるに当たり十分であるかということですが、合宿選手のマシントレーニングは競技種目や調整時期によって利用頻度が異なっており、陸上競技でも投てきや短距離、跳躍は、バーベルやマシンを使ったトレーニングが主体となった内容となっておりますが、中距離選手はチームによってはマシントレーニングを実施しない選手もおります。翠月や朝日農業者トレーニングセンターのマシンは年数も経過しておりますことから、機器の更新については年次的に検討してまいりたいと存じます。

次に、レスリング、ウエイトリフティングなどの多種目の受け入れについてであります。

当市のレスリング競技は多くの強豪選手を輩出しておりましたが、高校レスリング部の部員減少など、選手の確保が難しい状況が続いております。そうした中、北海道レスリング協会が少年少女レスリングの普及に取り組み、当市も平成23年、ジュニアレスリングクラブ士別が設立され、全国・全道大会で大活躍されております。レスリングクラブの要望により、本年10月に体育館ウエイトリフティング室にレスリングマットを1面常設いたしました。合宿を受け入れする施設に至っておりません。

また、当市のウエイトリフティング競技は、オリンピック選手を初め全国大会や国際舞台で活躍する優秀な選手を継続して輩出しております。ウエイトリフティング室については、昭和61年に全国高校総体士別市開催時に練習場として改修され、日本代表選手や韓国代表選手の合宿を多数受け入れていましたが、27年経過した現在は老朽化が進み、道外の合宿選手の受け入れは難しい状況となっております。陸上競技を初め受け入れ実績がある種目を中心に、新たな

種目を選定した中で、合宿の里士別ステップアップ・プランで施設の整備、充実を基本方向として位置づけ、今後各団体と協議しながら整備してまいりたいと考えております。

しかし、整備には多額の経費が必要となることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、今後新設される国のスポーツ庁や日本オリンピック委員会などのスポーツ施設の整備についての施策に注視し、各補助金なども活用しながら整備を進めてまいりたいと存じます。

最後に、合宿時に不足する市内宿泊施設について、積極的に新しいホテル建設などについてアプローチすべきとの質問であります。ホテルの建設計画が具体的に変わった段階で、事業主体に対しまして、合宿に対応した食事の提供やミーティング室の設置など、可能な限りスポーツ合宿に対応できる宿泊施設として配慮いただくよう要請してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 丹議員。

○5番（丹 正臣君） 質問ではございません。最後に、士別の町は御案内のとおり基幹産業が農業でございます。農業者が今やろうとしていることは、十分わかっておると思っております。でありますから、こんなに行政が応援してくれるんだなというような姿勢を示していただくことを願って、終わりたいと思います。

○議長（神田壽昭君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前 1 時 4 2 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番 小池浩美議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

2006年、第一次安倍政権は、教職員を初め国民多数の反対の声に耳を塞ぎ、憲法改正の一里塚として教育基本法を改正しました。学習指導要領や教科書、教員養成のあり方などを変え、道徳教育を進め、教科書検定や採択に口出しするなどをしてきました。特に歴史教育については自虐主観に捉われているとして、教科書検定に露骨に介入してきました。また、慰安婦問題で村山元総理の談話を否定的に見直す発言をして、広く国際社会から反発されたことは記憶に新しいと思います。

歴史の事実をねじ曲げ、政治の力で自分たちがよしとする愛国心などの価値観や歴史認識を、子供たちに押しつけてきたのです。第一次安倍内閣では既に教育再生会議を設置し、道徳の教科化を目指していましたが、世論の強い批判もあって実施を見送っています。しかし、今や教育再生会議は教育再生実行会議と名称も変わり、この首相の私的諮問機関は、教育委員会制度

の改革、道徳の教科化などを矢継ぎ早に提言しています。

第二次安倍内閣は、戦後の総決算として自主憲法の制定、経済改革、そして教育改革を掲げ、教育においては経済再生と並ぶ日本の最重要課題として、21世紀にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくとうたっています。教育再生方針のもと、戦後築いてきた民主的教育を根底から覆す教育改革を推し進め、実現しようとしているのです。

安倍首相は、強い日本を取り戻すとか戦後レジームからの脱却などと声高に叫び、平和主義、民主主義、国民主権の戦後体制を否定し、戦前の体制に戻すことに執念を燃やしています。天皇制を中心とした国家体制をつくり、国民は天皇を尊び、国を愛し、国家繁栄のために働く。国家存亡の危機に備える軍隊を設置し、同盟国の要請があれば武器を持って駆けつける。国家の安全のためには、国民に見ざる言わざる聞かざるを強要する。安倍政権の基軸は復古的ナショナリズムであり、更に極右的国家主義へ向かっていると云わざるを得ません。

人づくりは国づくりと公言してはばかりません。子供たち一人一人の個性を花開かせ、子供たちの豊かな成長を目指す教育ではなく、国のための人材づくり、国づくりのための教育を目指しているのです。安倍内閣が進める教育改革から子供と民主教育を守る立場で、教育にかかわって何点かお聞きいたします。

初めに、教育委員会制度のあり方についてお聞きいたします。

12月10日、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会の教育制度分科会は、教育委員会制度改革の答申案を公表しました。これは、地方教育行政の最終責任者を教育委員会から自治体の首長に移すというものです。そして、文部科学省は、12月中に最終答申を出し、政府はこれを受けて来年の通常国会に関連法案を提出するということです。

戦前の教育が侵略戦争に国民を動員した役割を担ったという反省に立って戦後つくられた教育委員会は、知事や市町村の首長から独立し、政治的に中立を保っていました。教育委員は地域住民の選挙で選ばれ、教育予算案を提出することができる、権限ある行政委員会でした。しかし、1956年の制度改革で公選制が廃止となり、予算の提出権もなくなり、首長の意向に沿った委員が議会の承認を得て任命されるようになり、以来今日に至っていると認識しています。

そこでお聞きしますが、国は現行の教育委員会制度をどのように変えようとしているのでしょうか、改革の概要をお聞きいたします。戦後の教育行政は、戦争の過ちの反省に立って政治権力から独立することから出発したはずですが、また戦前・戦中の時代に逆戻りするようになりかねないと危惧するものです。教育委員会制度を変えなければならない要因は何なのでしょう。現行の教育委員会制度は変えなければならないような問題を抱えているのでしょうか。国の動きをどのように理解されているのかお聞きいたします。

この改革案を巡って、中教審の委員の中でも賛否が分かれたとされています。既に東京都や大阪市での日の丸・君が代の強制に見られるように、首長の独断先行に歯どめをかけることができなくなるのではないのでしょうか。あるいは、教科書検定や採択への政府や地方自治体の介入もしばしば問題になっており、教育行政が政治から中立の立場でいることが一層困難にな

ると懸念されます。

本年3月に、文部科学省初等中等教育局が教育委員会制度改革を巡るさまざまな議論をまとめて公表していますが、その中で全国市町村教育委員会連合会は、教育行政の中立性、安定性、継続性を確保するために、現行の教育委員会制度をより充実させ、維持していくことを提言しています。教育基本法第10条は、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接の責任を負っている。教育行政はこの自覚のもと、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならないとうたっています。国が進める教育委員会制度改革について、また教育委員会本来のあり方についてお考えをお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国が現在の教育委員会制度をどのように変えようとしているのか、その概要についてお尋ねがございました。本年4月15日に、内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議において、教育委員会のあり方について提言がなされたところであります。その内容としては、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間で、責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が指摘され、地方教育行政の責任者を教育長とすることを柱とする改革が提言されました。

さらに、新たな地方教育行政体制において、教育委員会で審議すべき事項、教育委員の任命など詳細な制度設計については、中央教育審議会において更に専門的に審議されることになりました。そこで、去る12月10日に中央教育審議会教育制度分科会が開催され、教育行政の最終的な決定権限を持つ執行機関を首長とする方向性を強めた答申案がまとめられました。

その具体的な内容を申し上げますと、初めに教育長の選任についてであります。現在の制度では、首長が教育委員を議会の同意を得て任命し、教育委員会が教育委員の1人を教育長として任命することとなっておりますが、実際には、首長は教育長にふさわしい人物をあらかじめ教育委員として任命しているところであります。そこで、こうした制度と実態との乖離を改め、首長の任命責任を明確にするため、教育長の任命・罷免について、首長が議会の同意を得て直接任命・罷免できる制度とするものであります。

次に、首長と教育長の事務分担についてであります。現行制度では、首長から独立した執行機関である教育委員会が、公立学校を初めとした教育行政を行っておりますが、首長は教育委員の任命権及び予算に関する権限を有しており、その意味では教育行政に一定の権限を有しております。そこで、今回の答申であります。首長は教育委員会の意見を聞いて、教育に関する大綱的な方針を定め、教育長はこの大綱的な方針に基づき、事務執行の責任者としてその権限に属する事務を執行することになります。

また、首長は原則として大綱的な方針を示すことにとどめ、日常的な指示は行わないものとし、教育長の事務執行が著しく適性を欠く場合や、児童・生徒等の生命及び身体を保護するため緊急の必要がある場合には、首長が積極的に関与できることとなります。

更に、教育委員会が果たすべき役割についてでございます。現行の教育委員会制度では、常勤の教育長と非常勤の教育委員で構成する教育委員会が、所管する全ての教育事務の執行責任を負い、教育長は教育委員会の指揮監督のもとで全ての事務を執行することとされており、教育委員会と教育長は一体として責任を負うという関係になっております。

そこで、答申案としては、教育委員会が審議すべき事項を、特に政治的中立性の確保、安定性、継続性の確保、地域住民の意向の反映が必要とされる事項に限定するなど、地域の教育のあるべき姿や教育の基本方針など大綱的な事項を審議するように改め、学校等の教育現場で生じる個別具体的な事案については、常勤の教育長が責任者であることを明確にしたものであります。

また、教育委員会は、必要に応じて首長または教育長に対し、資料の提出や説明を求めることができるとともに、首長または教育長の事務執行が大綱的な方針に反する場合などは、首長に勧告することができることとなります。

次に、教育委員会制度を変えようとしている国の動きについてお尋ねがありました。教育委員会制度は、戦前・戦中の国家主義的な教育に対する反省から、教育委員5人による独立組織の教育委員会を執行機関と位置づけ、政治的中立を確保してきました。しかし、平成23年の大津市いじめ自殺など、いじめ問題への一部の学校や教育委員会による不適切な対応から、教育委員会の隠蔽体質や事務局の追認機関化、名誉職化した委員構成など、教育委員会に対する社会的批判が高まったところでありますが、それは一部の教育委員会における問題であり、ほとんどの教育委員会においてはチェック機能が働いており、しっかり責任を果たしていると考えております。

次に、教育委員会制度についての考えであります。教育委員会制度においては、教育の政治的中立、安定性、継続性が確保されることが重要であり、首長、教育委員会、教育長の責任や権限が明確になっている中でそれぞれの権限を行使し、しっかり連携をとり合うことで、現行制度において社会情勢に合った教育行政を進めることは十分に可能であると考えております。

現行の教育委員会制度は、教育委員が非常勤であるため、教育委員会に求められている権限や責任を果たすには限界があるという面はあるものの、教育の専門家だけの判断に偏ることのないよう、一般市民の教育委員で構成される教育委員会で基本方針を決定し、教育長が事務局を指揮監督して執行するというすぐれた制度であり、この制度が先人の関係者の真摯な努力により、これまで改善されながら維持されてきていることは、十分評価すべきものと考えております。

今後、中央教育審議会からどのような答申がなされるとしても、私はこれまで以上に教育委員会と密接に連携し、教育行政の中立性、安定性、継続性が堅持されるよう行政運営に取り組んでまいりたい所存であります。

以上申し上げ、答弁といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 一つお聞きしますけれども、今回の国の考えているこの教育委員会制度改革が行われた場合の、今現在の教育委員長の立場というのはどういうことになるのか、ちょっと御説明ください。

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現段階での中央教育審議会の、市長の答弁にもありましたとおり、12月10日に小委員会が終わりまして、そのこの部分の議論の中では、あくまでも首長と教育長と教育委員会という部分での論議に集中しておりまして、現段階において教育委員長の立場というものがどういうふうになるのかということについては、まだ明らかになっていない状況でございます。

この後、13日、明日に分科会を受けた中央教育審議会が開催されるという予定になっておりますが、その協議事項の中にもその部分が含まれておりませんので、今後更に検討が加えられ、明年以降の審議に委ねられていくのではないかなというふうに思っております。中央教育審議会の部分はそのこのところ、教育委員長の立場云々について、個別の意見としても我々が情報を入手している限りでは、そういった論議がちょっとないものですから、その立場についてはまだ不確かな状況だというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 市長の御答弁では、士別市の場合、牧野市長が執行しているという場合は、政治的中立も保たれるし問題はないと。民主的にやれるんだという御答弁でしたけれど、この制度そのもので考えますと、先ほど私も質問で申しましたけれども、大阪橋下市長のような、ああいうケースだってもうどんどんと起きかねないというふうに思うんですけど、そういった危惧というのは、士別市の場合でないですよ、全体的にこの制度が決められて執行されるということになったら、そういう危惧、首長の独断、それから政治的パフォーマンスみたいなもので、どんどんと私たちが望まない方向に教育が進んでいくというような危惧は考えられると私は思うんですが、その点はどうでしょうか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 小池議員の再々質問にお答えをいたします。

今回のこの改正については、先ほど私申し上げたんでありますが、私は現行制度をより充実をしながらそれぞれの地域で進めればよいというふうに、実は現行制度支持派なものですから、特に士別なんかにおいても、正直申し上げて各地域ではいろいろな御意見あるかもしれませんが、それぞれ市民を代表するこの教育委員については、数多くの私どもとともにしながら、例えばふるさと給食だとかあるいはこども夢トークとか、いろんな教育委員会の行事にも非常に積極的に教育委員の皆様方参加をされて、学校の先生方はもちろんであります、PTA、保護者との交流もございまして、非常に活躍されていると私は理解しているんですね。

そこで、この権限が全て首長に移った場合、執行機関がどうなのかという問題であります。

私は少なくとも、どこの自治体においてもこれは車の両輪のごとくやはり立法府、議会があるわけでありますから、そこには全てチェックするチェック機関があるわけでありますので、例えば首長が大綱を定めたり、例えば執行機関になったとしても、それは独断性とパフォーマンスで一方向的に走るようであれば、しっかりそこは議会のチェック機関が私は可能になってくると思いますので、私はそんなに危惧している立場ではないわけでありますけれども。

ただ、いろんな今回の審議内容を聞いていても、いろいろな危惧を持たれて発言されている方も多数いらっしゃると思いますので、首長たる者はそういう危惧されないように、それぞれの立場でしっかり中立性を保ちながら執行運営をすべきであるというふうに私は考えていますので、そういうことで答弁させていただきます。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 次に、全国学力テストの結果公表についてお聞きいたします。

11月29日文科科学省は、小6、中3対象の全国学力テストについて、学校別の成績を自治体は公表できると発表しました。公表するしないの判断は、市町村教育委員会に委ねられます。来年度の学力テストから、市町村教育委員会の判断で、学校別の成績を過去の成績も含めて公表できることになったのです。今までは、学校間の競争や序列化が進むなどとして国は公表を認めてきませんでした。その方針を変換したのです。

初めに、この学力テスト結果公表の目的や具体的内容についてお聞きいたします。

7月に文科科学省は、全国の都道府県知事、市町村長、教育委員会、保護者を対象にアンケート調査をしており、今までどおりでよいとするのは保護者で52%、また学校や市町村教育委員会の80%が、今までどおりでよいという回答でした。一方、知事の76%が公表の仕方を変えたほうがよいと回答しています。文科科学省専門家会議においても、公表には慎重論が多かったと報道されています。にもかかわらず、方針転換したのはなぜでしょうか。このことについてのお考えをお聞きいたします。

学力テストの点数だけで学力ははかれませんが、テストの成績を上げるための問題練習だけでは、真の学力は身につかないと考えます。この際お聞きいたしますが、本当の学力とはどのようなもので、どのような教育的営みから確かな、そして豊かな学力を子供たちは身につけるのでしょうか。また、子供たちに豊かな学力を保証するために、行政がすべきことは何なのかお聞きいたします。学校別の成績公表は、市町村教育委員会の判断に委ねられています。教育委員会としてはどのように対応しようとお考えなのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 学力テストの結果公表についてお答えいたします。

これまで文科科学省は、全国学力・学習状況調査に関する実施要領の中で、都道府県教育委員会に対しては市町村名及び学校名が明らかとならない方法で、市町村教育委員会に対しては学校名が明らかとならない方法で、結果の公表を行うよう通知しておりました。

しかし、平成26年度の全国学力・学習状況調査に関する実施要領の中では、調査結果の公表

方法について方針転換がなされ、市町村教育委員会が同意した場合には、都道府県教育委員会が市町村名及び学校名を明らかにし、分析結果や改善策を併記した上で公表を行うことが可能となったものでございます。文部科学省が方針転換を図った理由といたしましては、学力向上対策を実施した効果について検証を行い、保護者への説明責任を果たす必要があると判断するに至ったことや、より詳細な公表を求める保護者や一部の首長の声に応じたことなどが考えられるところでございます。

学力向上対策の検証のためとはいえ、学校名等が公表されますと、学校の序列化や学校間の比較につながり、学力テストの対策のみに重きが置かれるおそれがございますが、文部科学省が一方的に公表するものではなく、あくまで市町村の同意を得た上で公表がなされるものでありますことから、教育委員会におきましては適切に判断し、対応してまいりたいと考えております。

次に、本当の学力とはどのようなもので、どうすれば豊かな学力が身につくかとの御質問がございました。学力とは本来、生きる力を育むために必要なものであり、子供たちが基本的な読み書きや計算を覚え、新たな知識を得るたびに喜びを感じることを繰り返していくことで豊かな学力が身につくものであると考えます。そのため、子供たちに豊かな学力を保証するために行政がすべきこととは、子供たちを勉強嫌いにさせないよう教育環境を整備したり、学校や保護者と連携し、工夫を凝らしながら学校教育や家庭教育を推進することが重要と考えております。

最後に、平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果に対する教育委員会としての対応についてであります。本市には規模の小さな学校が多いため、児童・生徒個人の結果が特定されるおそれがあることから、調査の結果につきましてはこれまでどおり学校名を公表せず、北海道教育委員会が土別市の結果を公表することにも同意しないものとする考えでございます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 明解な御答弁をいただきましてほっとしているんですけども、ここで一つお聞きしますが、こういう場合、それぞれの学校の希望、学校は出してほしいとか、そういう、全然教育委員会のほうと違う希望があったりした場合、あると思うんですけど、そういうときはどういう対応をされるのかお聞かせください。

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君） 学校自体での公表に対する希望なり意見、要望に対して、教育委員会がどのように対応していくかという御質問でございますが、実はこれまでも学校全体の意見ということではなくて、一部の保護者からはそれぞれ学校ごとの状況がどうなっているのか、学校の中で学校全体の数値が示され、自分自身の子供がどれぐらいの地位にいるのか、しっかりと情報提供をしてほしいという意見が寄せられたことも事実でございますが、これまでもそれらについても、競争を促すようなことについては一切避けるべきだということで、それぞ

れの学校においてもその学校の状況については、これまでどおり北海道の値は出ておりますので、具体的な数値の公表はせず、それよりややよいだとか、やや全国平均を上回っているだとかという、これまでどおりの公表で、あくまでも家庭学習における改善点ですとか、そういった傾向の中で子供たちに生活習慣を含めテレビの視聴、ゲームをする時間等の削減だとか、そういった改善の部分で重きをなすような公表にとどめ、今後においてもこれまでどおり、来週また学校長会が開催されるのでございますけれども、そこにおいても学校長に対して、今後ともそういう方向は堅持するということできっととお話を申し上げ、26年度の数値についても一切新たに公表部分が多くなることのないように取り計らってもらうという考えでございます。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 次に、道徳の教科化についてお聞きいたします。

さきにお話しいたしました、安倍政権は子供たちに戦前の社会規範や道徳観を教え込むことで、目指す国づくりを完成させたいと願っています。第一次安倍内閣で頓挫した道徳の教科化は、第二次安倍内閣にしっかり引き継がれ、実現目指して着々と進められています。

11月11日、文部科学省の有識者会議、道徳教育の充実に関する懇談会は、現在は正式教科ではない小・中学校の道徳の時間を教科に格上げし、検定教科書を使うとする報告書を公表しました。評価は5段階評価ではなく、記述式にしています。

文部科学省は2015年度にも教科化したいとしています。道徳を教科化するという事は、国が検定する教科書を使用することであり、国が求める価値観を押しつけることは明らかです。国が個人の心のありようを決めたり押しつけるということは、教育勅語や修身といった戦前への回帰そのものです。道徳の教科化による国の意図をどのように受けとめているのでしょうか。道徳の教科化についての見解をお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 安川教育長。

○教育長（安川登志男君）（登壇） 道徳の教科化についてお答えいたします。

これは、政府の教育再生実行会議が深刻化するいじめ対策として、小・中学校での道徳の教科化を提言したことを受けて、文部科学省の有識者会議において検討されたもので、学校現場では道徳への関心が低い、正式教科でないため形骸化しているなどの意見があったことから、現在は教科外活動である小・中学校の道徳を、検定教科書を使った正式な教科にすべきとの報告案が示されたところであります。

現在、市内の小・中学校では、市販の副読本や文部科学省が作成した心のノートなどを使用し、いずれの学校においても教師がさまざまな工夫を凝らした道徳の時間として、児童・生徒の心に響く授業を週に1時間行っております。もしも道徳が教科となった場合、国が検定した教科書を使用し、教師が評価をすることとなりますが、道徳の答えは一つではなく、子供の置かれている環境によってもさまざまな反応があり、記述式とはいえ、子供の内面や価値観に優劣をつけ評価するのは難しいことでもあります。

児童・生徒によしあしの判断や社会の規範を教えることは大切であることは言うまでもござ

いませんが、道徳とは教科書を使って教わるよりも、子供たちが実際に体験したことを反省したり、悩んだりしながら身につけていくべきものであり、いわば生活の全てが道徳の時間であると言えます。そのため、道徳を教科化するよりも、現在の道徳の時間を充実させたり、教師が子供たちと向き合う時間を確保するなど、環境を整え、子供の成長を見守るべきと考えます。

私たち現代を生きる大人の務めは、きれいな水ときれいな空気という環境と、内心の自由を次世代の子供たちのために守っていくことが重要であると考えているところでございます。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 次に、発達障害児の放課後生活についてお聞きいたします。

初めに、現在の本市小学校及び中学校におけるいろいろな障害や自閉症など、特別の教育的支援を必要とする児童・生徒の数をお聞きいたします。児童福祉法及び障害者自立支援法の一部が改正され、2012年4月から施行されていますが、児童福祉法一部改正のポイントは大きく2つあり、一つは相談支援の充実であり、もう一つは障害児支援の強化が上げられています。

そして、障害児の定義は、身体に障害のある児童及び知的障害のある児童に加えて、精神に障害のある児童を追加し、発達障害児も障害児支援の対象となりました。改正された児童福祉法では、障害児支援の強化として放課後デイサービスの創設をうたっていますが、放課後デイサービスの目的や内容についてお聞きいたします。

本市では、発達障害を含む障害のある児童・生徒を対象とした日中一時支援事業がありますが、これは改正児童福祉法を受けて実施している事業なのでしょうか。それとも、もっと以前から取り組んでいる事業でしたら、その歴史的経過をお聞きしたいと思います。日中一時支援事業の2012年度、2013年度の実施内容をお聞きいたします。利用対象児童について、どのような障害を持った子供がいるのか。事業実施の場所はどこか。学年別の利用人数は。放課後活動の内容、時間、送迎、そして指導者は障害に関して専門的知識や技術を持っている人材かどうかなどをお聞きいたします。

障害児が放課後や休日などを日中一時支援事業の中で過ごすということは、健常児が児童センターなどで遊んだり学童保育を利用したりして過ごすこととは大きく異なると考えます。学校での生活では、特別支援の先生とほとんどマンツーマンに近い状態で過ごすことを考えると、特に発達障害の子供たちへの対応は、専門的知識や経験を持つ人材でなければ困難だと考えます。学校や保護者と絶えず連携して適切な対応をしなければ、子供を一層苦しめることとなると危惧するものです。

日中一時支援事業には、自立して生きていく力の獲得や自己と他者との関係、社会的慣習やルールの理解につながるような、そんな毎日の経験や学習の継続が求められると考えます。それゆえに、それぞれの障害に対応した計画的な放課後生活のプログラム策定が必要であり、専門性を持った指導者と学校、保護者、指導員の緊密な連携を求めますが、この事業のあり方についてお考えをお聞きいたします。

2016年には新たに子どもセンターが建設される予定であり、センターの中に障害児のための部屋を確保すると聞いています。障害のある子供たちが心からくつろぎ、楽しめる空間、居場所があることはうれしいことです。子どもの権利に関する行動計画案においても、障害児の居場所づくりとして日中一時支援事業の充実を図るとしてしています。事業充実の具体的内容をお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

平成24年4月の児童福祉法の一部改正につきましては、従来の障害児を対象とした通園施設及び事業について、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されており、障害者の障害の種別により分かれておりましたが、改正法施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化となり、これまでの通所施設や通所サービス、入所施設については、18歳未満の児童に関して、障害児通所及び入所支援の障害児施設の一元化と、通所サービスの実施主体を都道府県から身近な市町村に見直し、一方18歳以上の障害者に関しましては、障害者総合支援法に基づく障害者施策で対応することとなりました。

そこで、特別の教育的支援を必要とする児童・生徒についてお尋ねがありました。12月2日現在で、特別支援学級在籍児童・生徒数は、市内全小学校8校のうち7校に32人、全中学校6校のうち5校に26人が在籍しており、合計で58人であります。また、士別小学校で開設しておりますことばの教室には、小学校6校から43人の児童が通っております。

次に、児童福祉法の一部改正の障害児支援の強化に係る放課後等デイサービスについてお尋ねがありました。この事業は、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進することを目的としており、個々の障害等の状況や保護者の勤務等を考慮し、個々の障害児のニーズに応じて送迎を含めた多様なサービス提供も考慮するとともに、通常の放課後と夏休み等の長期休暇時に利用する場合のサービス利用時間を変えるなど、それぞれに合わせた支援内容を工夫することとされております。

対象児童は、小・中学校、高等学校に就学している障害児であります。必要と認められるときは満20歳に達するまでの間、利用することが可能となっております。また、提供するサービスは、学校授業終了後または休業日において、生活の能力の向上のために必要な訓練、社会との交流等の促進、自立した日常生活を営むための訓練や創作活動、作業活動、そして地域交流や余暇の提供であります。

施設の管理や指導者体制は、児童発達支援管理者1人以上配置で、指導員または保育士が従業者となり、障害児10人までは2人以上、障害児が10人を超えるときは配置職員を増員することとなっております。設備につきましては、指導訓練室や支援の提供に必要な設備及び備品等を備えることとなっております。

次に、日中一時支援事業の事業経過についてお尋ねがありました。本事業は、従来の障害者自立支援法から創設され、改正された障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つのメニュー

とされているところでございます。

本市の事業経過につきましては、平成22年に社会福祉法人しべつ福祉会が行ってございました相談支援事業の場において、障害のある子供を持つ保護者の方々が、学校が終わった放課後、子供たちの居場所がなく、家で過ごさざるを得ない状況であったことから、子供を含めた保護者同士の交流の会たんぽぽが設立され、ふれあい交流館ともにおいて月1回交流の機会を設けたところであります。

そうした中で、放課後において市の公的サービスが受けられないかとの要望があったことから、保護者や関係事業所と協議を重ね、23年10月から定員を3名として毎週水曜日の週1回、ふれあい交流館ともにおいて日中一時支援事業を開始したところであります。その後、24年に保護者から受け入れ日数拡大の要望があり、6月に小・中学校特別支援学級並びにのぞみ園通園の未就学児の保護者を対象にアンケート調査を実施するとともに、8月には保護者、事業関係者、担当職員が市外先進地施設見学を行うなど、協議検討を進めてきたところであり、この結果、本年7月から受け入れ拡大を図ることとしたところであります。

拡大した内容であります。実施場所は士別小学校の和室、ミーティングルームをお借りし、定員を1日5名、月曜日から金曜日までの開設とし、学校のある日は放課後から5時まで、夏休み等の長期休暇中や学校休業日は午前9時から午後5時までとし、利用拡大を図ってきたところであり、7月からたんぽぽ入会者の児童を対象に、また9月からは全小・中学校の児童・生徒を対象に受け入れを行っております。

次に、その利用状況であります。ただいま申し上げましたように、平成24年及び25年6月までは毎週水曜日の1回で3名の登録で実施してはりましたが、本年7月からは開設日を週5日に拡大して実施し、8名が登録となっており、その内訳は、発達障害のある児童が5名、知的障害のある児童が2名、軽度の身体と知的障害の双方をあわせ持った児童が1名で、学年別で申し上げますと、小学1年生1名、2年生3名、3年生1名、5年生1名、6年生1名、中学生1名となっております。

また、児童の生活状況については、平日の場合は授業を終えた後、午後2時30分ころから3時30分ころになりますけれども、来所をされまして、挨拶から始まり、3時40分ころにおやつ時間、その後玉投げ、ボウリング、あるいはおやつづくりなどの各種のカリキュラムを行い、お片づけ、帰りの会を行い、午後5時に保護者が迎えにくるという日程となっており、長期休暇中等の場合もほぼ同様の日程となっております。送迎につきましては、在学する学校から事業を実施している士別小学校まで送迎を希望する場合、タクシーによる送迎を行っており、乗車料金の一部を市が負担することで、利用者は一律1回100円負担をいただいているところでございます。

更に、指導者につきましては、障害の分野において専門的な知識や技術をお持ちの方、例えば精神保健福祉士や社会福祉士、作業療法士等の資格を持った方の配置も考えられるわけですが、本市ではこのような有資格者の確保は大変困難な状況にあり、また、日中一時支援

におけます配置基準では、基本的に保育士や学校教諭等の資格者の配置を想定しております。

このため、現在の職員配置は、事業責任者を委託先である社会福祉法人しべつ福祉会つくも園の施設長が担い、アドバイザーに社会福祉士の資格を有する主任を置き、実際に業務に当たる指導者は、平成23年10月に本事業を開始した当初から携わっている、保育士と幼稚園教諭の資格を持つ経験豊かな職員が担当しているところであり、今年度に入ってから9回の視察や研修に参加するなど、日々の自己研鑽、資質向上に努めていただいているところでございます。

次に、それぞれの障害に対応した生活プログラムによる日々の暮らしについてお尋ねがありました。当事業の趣旨は、障害児の放課後等における活動の場を確保し、日常的に接している家族の一時的な休息を確保し、在宅での保護者の負担を軽減することが主な目的であります。このことから、保護者の声をお聞きするため、現場指導者や事業関係者を交え、月に一度ふれあい交流館ともに集まり、プログラムの内容や事業日程調整など話し合いの場を設け、子供たちが過ごしやすく楽しい場所となるよう努めているところでございます。

更に、この話し合いの場には名寄大学の学生がボランティアとして訪れ、子供たちの交流をしていただくなど、子供たちも楽しい時間を過ごしており、日中一時支援がある日は学校が楽しいという声も聞かれているところでございます。

今後におきましても、利用される子供たちに対応した計画的なプログラム策定を進める中、保護者や学校との連携を図りながら、日中一時支援事業の運営に鋭意努めてまいりたいと存じます。

次に、平成28年に着工を予定しております北地区の子どもセンターへの障害児施設の併設の具体的な内容についてお尋ねがありました。日中一時支援事業や放課後等デイサービス事業は、学校と連携し、障害児の自立を促進することや、放課後の居場所づくりの推進を図るものと考えますことから、児童館や児童センターのように、保護者の就労などによる放課後の預かり等について、障害児やその保護者の希望に沿う十分な体制整備が必要と考えております。

こうしたことから、菅原議員の御質問にもお答えいたしましたように、北地区の子どもセンターにつきましては、従来の児童館機能にプラスして、土別小学校で実施している日中一時支援事業の移転等も含めて検討をしているところであります。ただ、当該施設については、機械設備や備品、訓練室や学習室等の部屋も必要となり、あわせて運営方法等も含めて検討課題が多々ありますことから、今後におきましては児童館運営委員会などでの全体協議とあわせて、日中一時支援の委託法人や保護者とも協議を行い、体制的に十分な施設となるよう、平成28年の着工に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

本事業につきましては、今後も通所する子供たちや保護者の意向を聞きながら、何よりも児童が楽しく自立促進が図られ、保護者が安心して預けられる事業になるよう、その充実に努めるとともに、子どもセンターへの併設につきましても十分な検討協議を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 日中一時支援事業のできた経過はよくわかったんですが、それで、この児童福祉法一部改正になってからは、この日中一時支援事業は、国が言うところの放課後デイサービスという形と同じようになったと考えていいんですか。それとも全然また別なもので、ずっと来ているというふうに考えていいんですか。

○議長（神田壽昭君） 池田部長。

○保健福祉部長（池田文紀君） お答え申し上げます。

日中一時支援と放課後児童デイサービスというのは、これは別な事業でございます。日中一時支援事業というのは、先ほど申し上げました自立支援法からずっと引き継いできた事業でございます。このほかにも別な施設に通っている方もおられます。放課後児童デイにつきましては、これは新しい事業でございます。先ほど事業内容を大体お話しをいたしましたけれども。

そういう面で言いますと、特化した事業ですね。そういうこともありますので、今後北地区の児童センターに移行ということで今お話をいたしました。そのときには日中一時支援の枠で行くのか、あるいは先ほどお話しした放課後児童デイで行くのかということについては、事業所とあるいは保護者なんかとも十分協議をしながら詰めてまいりたいと考えております。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 次に、子供のフッ化物洗口についてお聞きいたします。

2009年、北海道は、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定いたしました。以来、全道で児童への集団フッ化物洗口が進められ、また、乳幼児健診ではフッ化物塗布が推奨されてきました。しかし、虫歯予防のための乳幼児へのフッ化物塗布及び小学校、中学校での集団フッ化物洗口についてはたくさんの疑問や問題があるとして、その実施に反対する声も多くあります。

最近では、2011年2月、日本弁護士連合会が国や地方自治体に対して、集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書を提出しています。日本弁護士連合会は、フッ素は強い毒性があり、希釈して使用するとしてもその安全性や子供の健康への影響に疑問があること。虫歯予防の効果への疑問。集団的にフッ素洗口・塗布を実施する必要性、相当性への疑問。実施や管理が学校職員に一任されることなど、安全管理体制への問題。実施後の追跡調査がされていないこと。そして、うがい後の廃液により環境汚染のおそれがあるなどの問題点を指摘しています。

安全性、有効性、必要性についての否定的見解の情報提供がないままに、学校などで集団的に実施することは、子供や保護者の自由な選択を阻害し、事実上強制や不利益を招いているとし、基本的人権の尊重の観点から中止を求めています。

この件については、過去に本議会において出合議員と遠山議員が質問していますが、いずれの場合も教育委員会は慎重に対応すると答弁し、今日まで学校での集団フッ化物洗口を実施していません。フッ化物洗口をしてもしなくても虫歯発生の結果は変わらず、むしろ洗口せずに

歯磨き等の健康管理をしているほうが虫歯発生は少ないという情報もあり、子供の一生の健康を考えるなら、また子供の権利擁護の立場からも、学校での集団洗口は実施するべきではないと考えます。

初めにお聞きしますが、本市乳幼児の健診などでは歯科検診も含まれていますが、フッ化物塗布についてはお母さんたちにどのようなアドバイス、情報提供をしているのでしょうか、お知らせください。今の若いお母さんたちはネットやメールで育児の情報を得ているようですが、フッ化物塗布については迷っている人が少なくないようです。プラスもマイナスも含めて、正確な情報提供をしてほしいと思います。

さて、このたび市内小学校の保護者を対象に、学校でのフッ化物洗口実施についてのアンケート調査を行ったとのことですが、その具体的内容と集約結果についてお知らせください。また、アンケートの結果も含めて、教育委員会としてはどのような対応をされるのかお聞きいたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 古川生涯学習部長。

○生涯学習部長（古川靖弘君）（登壇） 私から、子供のフッ化物洗口についてお答えいたします。

歯・口腔の健康づくりが健康の維持向上に果たす役割として重要であるため、北海道は平成21年に北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例を制定し、保育所、幼稚園、小・中学校におけるフッ化物洗口の実施を推進しているところであります。また、本市議会におきまして出合議員、遠山議員から御質問を受けているとともに、旭川歯科医師会から小学校におけるフッ化物洗口の集団実施について要望を受けているところであります。

初めに、乳幼児へのフッ化物塗布についてであります。乳幼児に対する歯科健診、相談などにつきましては、10カ月健診時に歯科衛生士が個別相談を行っているとともに、1歳6カ月及び3歳児健診時には、歯科検診と歯科衛生士による個別相談を行っております。更に、妊娠期からバランスのよい食生活について指導するとともに、離乳食教室や健診、個別相談などを通して虫歯予防に取り組んでおります。

そこで、フッ化物塗布のアドバイス、情報提供につきましては、実効性、副作用などさまざまな見解がありますことから、1歳6カ月及び3歳児健診の際、市内歯科医院においてフッ化物塗布を実施している旨の情報提供をし、かかりつけの歯科医院で御相談をされるようお話をしているところであります。

次に、学校におけるフッ化物洗口の実施についてアンケート調査を実施いたしましたので、その内容について御説明させていただきます。まず、アンケート調査の目的でございますが、フッ化物洗口の実施については虫歯予防のために推進すべきとの意見と、一方、副作用や危険性の心配があり、実施するべきではないとの賛否両論がありますので、保護者の皆様にフッ化物洗口の内容、実施方法、賛成意見、反対意見などを確認していただき、士別市の小学校におけるフッ化物洗口の実施についてアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査は、士別南小学校児童の保護者を対象に281世帯に調査票を配布し、11月22

日から11月29日まで調査を行い、189件の回答をいただき、回答率は67.3%でありました。そこで、調査の結果、虫歯予防に有効なのですぐ実施すべきとの回答は42件、22.2%、フッ化物洗口に伴う危険性、薬害などを考えると実施するべきでないは30件、15.9%、危険性、薬害などを更に研究してもらい、もっとはっきりした時点で実施について判断するべきとの回答は84件、44.5%、実施するべきか判断できないが25件、13.2%、その他が8件、4.2%であり、フッ化物洗口の実施については4分の1近い方が肯定的である一方、4分の3の方は反対あるいは危険性、薬害などについてもっとはっきりした時点で判断するべきとの意向であることが明らかになりました。

また、危険性が少しでもあるのであれば実施するべきではない。間違えて飲んでしまった場合の健康被害について心配である。健康被害があった場合の責任問題、忙しい学校現場で実施することの問題、もっと安全性が確立してから判断するべき、フッ化物洗口ではなく歯磨きを実施するべきなどの直接的な意見も多く寄せられたところでもあります。

次に、学校での集団洗口の実施についてお尋ねがございました。まず、北海道の小学校における集団実施の状況を申し上げますと、全道では1,358校中371校で実施しており、実施率は27.3%となっております。フッ化物洗口については、飲み込んでしまった場合の急性中毒の可能性、また長期間の洗口による副作用など、研究・検討する点がまだ多数残されており、健康な子供がフッ化物洗口により体調を崩すことも想定されます。今後におきましては、この調査結果を踏まえ、学校や保護者と十分協議するとともに、更にフッ化物の特性、集団実施による問題点などを十分検証した上で慎重に対応してまいる考えでございます。

以上申し上げます、御答弁とさせていただきます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君）（登壇） 最後の質問は、士別市子どもの権利に関する行動計画素案についてです。

この行動計画素案についてのパブリックコメントを今月16日まで募集していますが、今日までの応募状況と意見内容をお聞きいたします。子どもの権利に関する条例では、子どもの権利委員会の設置がうたわれています。この子どもの権利委員会の役割は、条例21条によれば、施策の実施状況を検証するために設置されるものであり、22条によれば、市長から意見を求められたときや必要ありと判断したときに、権利状況について調査審議するとあります。また、この権利委員会の委員は、子供の権利にかかわる分野での識見を有する人たちと規定されています。

お聞きしますが、今回の行動計画策定に当たっては、権利委員会の委員たちは策定作業に参加しているのでしょうか。子供の権利についての識見を持つ委員たちの意見を大いに参考にし、より現実的より具体的かつより実効的な行動計画をつくってほしいと願うものです。また、条例策定のときは子供たちが参加して、子供の目線からの意見を取り入れています、行動計画策定作業には子供たちは参加しているのでしょうか、お聞きいたします。

次に、行動計画の内容についてお聞きしますが、子供の意見発表や参加の促進を目指す事業内容として、子どもの権利委員会等へ子供たちの意見を反映するとありますが、子供たちが抱えるいろいろな課題解決のためには、権利委員会へ直接直訴できるということでしょうか。そういう意味ならば、子供たちはどのような方法で権利委員会へたどり着けるのか、具体的な説明をお聞きします。

また、そうでないのなら、子供たちの意見や問題提起を受けとめる機関は、学校や家庭以外ではどこなのか、お知らせください。子供の権利侵害に対する救済のための事業内容として、救済委員を委嘱し、体制整備に努めるとありますが、救済委員については条例では触れていません。ここで言う救済委員会の内容について具体的にお聞きいたします。本当に子供の権利侵害に対する救済の力となるものなのかどうか、その内容をお聞きいたします。

いじめ、虐待、体罰、貧困そして自殺など、今日子供を取り巻く環境は、子供の権利や尊厳を踏みしだく状況です。救済の力とならなければ意味がないと考えますので、救済委員の体制は充実させていただきたいと求めるものです。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 池田部長。

○保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

子どもの権利に関する条例については、子供の権利や参加の機会を保障し、子供にやさしいまちの実現を目指し、本年4月に施行したところであり、現在この条例の実効性を高め、総合的、計画的な施行を推進していくために、子どもの権利に関する行動計画を策定中でございます。

この行動計画の考え方は、子供の最善の利益を第一に考えた重点施策や事業内容を定め、計画の目標としては、子供の権利を確実に着実に進めるために3つの重点目標を掲げており、1つには子供の権利に関する意識の向上、2つ目には子供の意見表明や参加の促進、3つ目には子供の権利侵害からの相談や救済についてであります。また、計画の期間は平成26年度から平成30年度までの5年間としています。

そこで、この計画案についてのパブリックコメントの応募状況ではありますが、多くの市民の意見をいただくために、11月15日から12月16日までの1カ月間実施しているところでありますが、現在までのところ市民の御意見はいただいておりません。

次に、行動計画策定における権利委員会や子供の参加についてのお尋ねであります。子どもの権利委員会は、子供の権利の保障状況を検証する機関として、民生児童委員、人権擁護委員、幼稚園や保育園、学校等の代表者、弁護士、公募委員などを含む10名で構成され、本年4月に設置をいたしておりまして、この委員会においてこれまで3回にわたり計画の協議をしていただき、子どもの権利に関する行動計画素案を策定したところであります。

また、この計画案は、大人が子供の権利を保障していくための取り組むべき事項について具体的に定めるものでありますことから、大人のみの参加としたところであります。今後はパブリックコメントの結果等をもとに再度権利委員会を開催して、計画の協議をしていただき、平

成26年3月までに行動計画を策定していく予定でございます。

次に、子供の意見を権利委員会に対しどのように反映していくかとお尋ねであります。子どもの権利委員会は、条例に基づく実施状況や行動計画の進捗状況について、市民から広く意見を求めて調査審議を行うことができますことから、議員お話にありますように、子供たちの意見や問題提起がある場合や、権利委員会として必要があると判断したときには直接子供からの意見や考えを聞くことのできる機関でもあります。

また、市といたしましても、子供の声や意見を参考としながら、子供施策や関連事業等の検証をしていくことは大変重要だと考えております。こうしたことから、これまでも子供の意見表明や参加の促進を図る取り組みとして、こども夢トークや子ども議会、条例づくりのための子ども委員会や子どもの権利フェスタの取り組みなどを実施してまいりましたが、今後におきましても、子供たちが自由に意見を述べられるような機会を積極的に設け、意見を反映させる取り組みを進めてまいります。

また、現在、子供の権利に関する意識調査を小学校5年生と中学2年生、高校2年生及びその保護者を対象に実施しておりますことから、現状把握に努めるとともに、調査結果を踏まえながら、よりよい対策を講じてまいりたいと存じます。

次に、救済委員会の内容についてお尋ねがございました。子供の権利侵害に関する相談、救済体制につきましては、第一に子供に関する相談体制の充実・強化を図ることとして、いじめや不登校、虐待などの相談はもとより、友達関係や親子関係などの子供にかかわる悩みや相談等に対して、子供の最善の利益を考えて適切な助言や指導を行うなどの対応に努めてまいります。その上で、特に相談対応だけでは問題解決に至らないような場合については、子供や保護者、第三者等からの救済の申し立てを行うことができ、救済委員が調査、調整等を行い、必要に応じて関係者などに対して勧告または要請することや、制度改善を求めることができる仕組みを考えております。

しかしながら、本市には専門的知識を有する方が少ないことから、救済委員の複数配置は現行では難しい状況でございまして、引き続き努力をしておりますけれども、当面の間は1名の救済委員を中心といたしまして、各相談員や旭川児童相談所などの関係専門機関との協力、連携を図る救済委員会を開催をいたしまして、権利侵害を受けた子供の救済や回復に努めてまいります。なお、条例では救済委員会については規定しておりませんので、今後要綱等で定めていく考えでございます。

子供の権利につきましては、条例の前文で書かれている、士別の子供たちの願いが込められた子供の権利を保障するまちづくりを推進するため、子供の最善の利益を第一に考えていくべきものと考えておりまして、行動計画を策定し、これに基づく重点施策や各種事業を着実に実施することで、条例の実効性を確保し、推進してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） パブリックコメントが一つもないというのは非常に残念なんですけれども、私もちょっとあけてみたんですけど、その部分から条例には飛べないですね。条例を探そうと思ったんですが、行動計画素案のその場面には、どこにも条例に飛ぶクリックがなかったので、ぜひとも、やっぱり条例ってどんなのだろうと見たくなるので、そういうふうに行きようにしておいていただけたらよかったですと思っております。それはもう過去のことで、終わったことになってしまいますけれど。

それで、再質問ですが、救済委員ですね。今のところ1人ぐらいしかいなくて、なかなか難しいというような御答弁でしたが、救済委員の設置というのが私はとても大事だと思うんですよ。民生福祉常任委員会のときも、委員さんたちからもたくさん出たと思うんですが、この救済委員の存在を条例にのせたらいいんじゃないかという意見は出たんですよ。

ですけど、これはこの行動計画のほうでというようなお話で今日に至っているんですけど、やっぱり、もう条例にはのらないと思いますけれど、ぜひともこの救済委員の設置、救済委員の責務とか職務とか、どういうことをするのかというようなことをはっきりと市民にわかるようにしていただきたいと思うんですが、この行動計画素案ではこの1行だけなんですよ。救済委員を委嘱し体制整備に努めますというこの1行だけなんですけれども、今要綱で定めるとかというふうに言っていたんですが、一応この素案では救済委員の存在はここしか、もうこれ以上にはならないんですか、確認しておきたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 池田部長。

○保健福祉部長（池田文紀君） 行動計画、今、素案では、そういう議員おっしゃるような中身になっていますけれども、これから具体的に検討してまいりますし、きょうの御意見も含めて当然参考にさせていただきますので。条例の中で入れなかったという部分については、当初からこれはわかっていたことなんですけど、地域的な事情から、今正直申し上げて弁護士さん1人お願いをしておりますけれども、どうしても救済になりますと法的な措置になりますので、これは単に相談ということとは違いますので、いろいろな専門的な知識がないと対応できませんし、それなりの資格なりも要するということですから、士別市内ということになるとなかなか難しいと。

ですから、今後、では、市外でもいいのではないかとということも考えられますので、これは引き続き、1人というのはなかなか難しい部分もありますので、考えてまいりたいというふうに思っています。行動計画に対してどういう記載をするかということについても、今後十分に検討してまいりたいと思います。

ただ、これは常任委員会の中でも申し上げたんですけど、まずは相談に来ていただかないと、子供たちがいろいろ問題を投げかけていただかないと全然対応できませんので、先進地の中でもきちんとした体制がありながら、子供たちが何も言わないで亡くなったという事例もあります。ですから、当面は相談をいただけるような窓口の整備ということをしてしながら、同時に今の士別の現状に合わせたような形で、実効性のある救済ができるように検討してまいりた

いと存じます。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 小池議員。

○11番（小池浩美君） 終わります。

○議長（神田壽昭君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで午後3時15分まで休憩いたします。

（午後 2時59分休憩）

（午後 3時15分再開）

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

18番 斉藤 昇議員。

○18番（斉藤 昇君）（登壇） 最後になりましたけれども、一般質問を行いたいと思います。

初めに、平成26年度、来年度の予算編成についてであります。

最初に、この25年度の決算状況はどうなっているのかと、そしてどう捉えているか、現時点での状況を伺っておきたいと思います。

特に、地方交付税など歳入については予定どおりに確保できるのかどうか、歳出についても計画どおりの事業が進んでいるのかどうか。先般、環境センターの入札も不調になったということでもありますけれども、事業全体の進捗状況についても伺っておきたいと思います。これから具体的な予算編成に取りかかってくると思うのでありますけれども、まずは26年度予算の基本的な編成方針をお伺いしたいと思います。総合計画のヒアリングも終えたようでもありますけれども、現段階での26年度における主な建設事業は、新規・継続を含めてどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

そして、今後の総合計画との整合性はどうか、総合計画の達成度の見込みについてもお答えをいただきたいと思います。更に、予算規模は本年度予算から見てどの程度変わった点があるのか、この点についても考え方をお聞きしたいと思います。

市民負担の軽減についてでありますけれども、いよいよ来年4月からは消費税が8%となると言われています。昨年も消費税が上がった場合について質問をいたしましたけれども、4月からの消費税8%に当たっての取り組みはどう考えているのか、考え方をこの際承っておきたいと思います。これまで消費税を転嫁したもの、内税として取り扱ったもの、転嫁しなかったものなど、これまでの経過と、明年4月からの公共料金に係る消費税についてどのような検討がなされているのか、4月以降の取り組みについてこの際承っておきたいと思います。

また、さきの決算委員会でも質問いたしましたけれども、国保会計についても極めて厳しい財政運営がなされていると答弁されておりましたけれども、この国保税の値上げも視野に検討

がなされているということなのかどうか、この際承っておきたいのと、一般会計からの繰り入れを増やしてでも、消費税が上がる、あるいはそれに追い打ちをかけて国保税も引き上がるという市民負担の限度を超えるような、そういう引き上げはすべきではない、こう思うんだけど、国保税の引き上げについてこれからどんな検討をなされていくのか、この際承っておきたいと思うのであります。

アベノミクスで経済は上向きという報道もありますけれども、この道北地域ではその実感はないと考えるものであります。市民生活も依然として厳しい状況が続いている中で、消費税にしても国保税にしても、大きな負担になることが予想されるのであります。市民生活の現状をどのように認識しているか、受益者としての負担ということは一定の理解はするけれども、市民生活の実態をしっかりと捉えた対応が必要と思うが、市民生活を守る立場からどう予算編成に当たっていくのか、この際承っておきたいと思います。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 斉藤議員の御質問にお答えいたします。

私から、予算編成にかかわって、平成26年度予算編成方針についての基本方針及び市民負担の軽減に係る消費税改定についてお答えし、25年度決算見込み及び市民負担の軽減に係る国保税については、副市長からお答えいたします。

まず、26年度予算編成方針についてであります。新年度予算編成の基本的な考え方につきましては、市民が主役のまちづくりを念頭に、まちづくり基本条例の原則である市民の市政参画と情報の共有の推進に向けた取り組みを、市民パートナー推進のための重点枠として予算化を図るほか、土別市総合計画を基本にマニフェスト事業の具現化に努めてまいります。

しかし、本市の財政構造は地方交付税や国庫補助金などに大きく依存しており、国の財政状況や地方財政計画の影響を受けるため、行財政改革大綱実施計画による行政全般にわたる改革を計画的に進めるほか、従前にも増してコスト意識を持った事務事業の見直しや事業の再構築、行政の効率化など限られた財源で最大の事業効果を上げることを目標に、多様化する行政需要に的確かつ機動的に対処するよう指示したところであります。

そこで、予算計上を予定している主な建設事業費についてであります。事業費の調査は今後の作業になりますが、現在予定している事業については、（仮称）環境センター整備事業を初め、西広通街路整備事業、つくも団地建設事業、家庭菜園付高齢者向け公営住宅建設事業、東山浄水場改良事業などを予定するほか、下水道合流改善事業については計画的に実施してまいりたいと考えています。

上土別小・中学校改築事業については、新年度着工予定となっているほか、国営農地再編整備事業についても、国に事業費の確保を要請する中で実施してまいります。また、主な新規事業については、（仮称）福祉センターの地質調査、実施設計を初め、水郷公園再整備事業、羊と雲の丘観光施設等整備事業に着手するほか、消防救急無線のデジタル化工事の着工などを予定しています。

こうしたことから、26年度の一般会計予算規模については、国の経済対策による事業の前倒しがある場合などの影響は考えられますが、現時点では（仮称）環境センター建設事業などを含む大型事業の関係から、前年度を上回る予算規模になるものと見込んでいるところであります。

次に、総合計画の達成状況についてであります。本市の総合計画は、平成20年度から29年度までの総額で1,194億1,500万円の計画事業費となっており、進捗率は平成24年度末の実績で46%、547億5,300万円と、ほぼ予定どおりに実施してきています。

現在は、マニフェストに掲げた事業のほか消防救急無線のデジタル化など、制度改定に伴う事業の再編、国の経済対策による事業実施年度の調査などに加え、一部の事業については11月に行ったヒアリングの後、現在内容を精査中であります。今後においては、新たな行政課題や市民ニーズに応える事業について追加する一方で、計画事業について再編・統合など、常に見直しを加えつつ、中期的展望に立った財政見通しに基づき計画を推進していく考えであり、引き続き計画の着実な達成に努めてまいります。

次に、市民負担軽減にかかわっての消費税改定に対する考え方についてであります。現在の条例規則では、営利・営業目的の場合に100分の105を課税すると定めているものは、市民文化センター条例など14件、診療所や病院の対象収入に課税すると定めているものが5件、宿泊料、食料などに消費税が含まれているものが朝日地域交流センターなど5件となっています。消費税の使用料への転嫁は、市民負担を考慮し、平成4年に、例えば市民文化センターを展示・販売目的で使用するような場合の営利・営業行為に関するものに限り消費税3%を転嫁し、平成9年に税率が5%になった際には、同様の考えで5%に引き上げてきた経緯があります。

また、上下水道料金については内税として負担していただいておりますが、平成4年に消費税3%転嫁に伴う改定を実施以来、料金改定は水道料金で平成8年以降、下水道事業では平成16年以降据え置いてきたところであります。

そこで、消費税転嫁につきましてはこれまでの経過を踏まえ検討を進めてきましたが、新年度からの取り扱いは現行の課税対象となっている24条例に限り改正を行おうと考えており、議会を初め各種審議会や委員会での議論を踏まえ、平成26年第1回定例会での提案を予定しているところであります。消費税関連条例の改正に当たっては、市民周知を図るため、条例案の議決から施行までに一定の周知期間を設ける必要があるとも考えており、原則1カ月程度の猶予期間を設ける予定であります。

ただし、特に市民生活への影響が大きい水道料金、下水道料金については、業務システムの改修の期間も含めて3カ月程度を猶予期間とするほか、市立病院を初め市立診療所の保険対象とならない診療費用及び診断文書料等については、診療報酬への影響もあることから、4月から実施していく考えであります。

公共料金の改定については負担の公平性や応益性の見地から、その対価として適正な負担をすることが基本的な原則であります。斉藤議員お話しのとおり、依然として市民生活の厳し

い状況が続いており、加えて今後消費税の再改定も予定されていることから、市民生活への影響等を念頭に、引き続き総合的な検討を進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、平成25年度決算見込み及び市民負担軽減に係る国保税についてお答えを申し上げます。

まず、25年度の決算見込みについてであります。歳入の主なものについては、市民税、固定資産税などを合わせた市税総額で予算を上回る見通しであり、地方交付税につきましては、地方財政計画で自治体における財政不足の状況を踏まえた別枠加算として、9,900億円が措置される一方、地方公務員給与費が削減された結果、本市においては前年を0.5%下回る交付額となり、臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税額は77億1,500万円、前年比1,800万円の減となったところであります。ただ、当初予算での見込みは上回っており、現時点での予算との比較では、約1億円ほどの財源を留保している状況となっております。

一方、歳出におきましては、行政報告にもありましたように、市立病院の経営状況は入院患者数が増加して、現時点では収益全体で昨年度と比較し約9,600万円の増となっておりますが、退職手当の清算金約1億円、経営改革プランに基づく病院特例債の償還金2億円の支出による収支不足が見込まれることから、今後の患者動向にもよりますが、年度末に向けては3億円程度の繰出金の補正が必要と考えております。

このほか燃料単価が予算編成時と比べて高騰しており、各施設の維持管理経費などの増加が予測されるところであります。また、公共工事設計労務単価の上昇による工事や委託料の入札執行残の減少を初め各種事業の不用額が例年と比べると減少することが見込まれますことから、最終的には国の経済対策の動向や3月の特別交付税の決定を待つこととなりますが、現段階では一般会計決算にあっては、近年にない厳しい収支になるものと推計をしております。

また、公共事業の発注状況につきましては、行政報告にもありましたように予定件数の86.4%、203件の発注を終え、発注計画どおりの進捗状況ではありますが、斉藤議員お話しのとおり、（仮称）環境センターの主要施設である一般廃棄物最終処分場の建設工事入札が入札希望者の辞退により中止となったところであります。現在、入札不調に至った要因等については調査中ではありますが、市民生活に影響が出ないよう、当初計画の平成28年10月の供用開始に向け、鋭意作業を進めてまいります。

次に、市民負担の軽減にかかわっての国保税についてであります。国民健康保険事業会計の本年度の決算見込みは、医療の高度化、被保険者の高齢化などによる療養給付費の増、後期高齢者支援金、介護納付金の1人当たりの拠出額の増加などの要因や、療養給付費負担金の返還などにより、収支均衡を図るためには基金を全て取り崩さなければならないものと見込んでおります。

新年度予算では、国の社会保障改革に伴う制度改正や診療報酬の改定が予定されるなど、収

支見通しが不透明な状況にあつて、財政運営がより厳しさを増している状況にあります。本市の国保税は平成22年度に税率改定を行つて以降、これまで基金を運用しながら税率を据え置いてまいりましたが、国保会計の収支状況から、新年度においては税率引き上げを検討せざるを得ない状況にあるものと判断をしております。

新年度の予算編成に当たっては、社会保障としての適切な受益者負担や、誰もが安心して医療を受けることができるための医療費の適正化や健全な財政運営について、今後国保運営協議会や市議会の御意見をいただいた上で、更に検討を進めてまいります。お話の中に一般会計から繰り入れるというようなお話もございましたけれども、現時点におきましては、まずは国保会計内での健全化を目指してまいりたいというふうに考えております。

さきの市長の答弁にもございましたように、公共料金の改定は市民生活に直結する重要な事項でありますので、財政状況を総合的に検討する中で慎重に対応をいたしてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 再質問をします。

1つは、環境センターの主要施設である一般廃棄物最終処分場の建設工事の入札が、入札希望者の辞退によっていわば不調に至ったということだけれども、これらの原因について各業者からの聞き取りでありますとか、あるいはその原因、結局は単価が低かったからなのか、あるいはそういうしっかりした業者を、入札参加資格をきちっと持った業者を入れていて、それでもなおかつ不調になったのか。この原因についてどう調査をしているのかお聞きしたいのと、それから消費税が3%、これはもう上げざるを得ない、3%の予算を組まざるを得ないということのようだけれども、消費税が3%引き上がることによって、市全体の予算、いわば市民負担もあると思うんだけど、一般会計では3%の引き上げ額というのはおおよそどのぐらいになると推計できるのか。この2点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 初めに、環境センターの入札不調の関係でございますけれども、まず、業者がしっかりしたところだったのかというお話でございますけれども、この入札に参加の意向を示しておりました業者につきましては、それぞれこれまでの工事の実績もしっかり確認をしておりますし、また、過去にこういった環境センターのような施工の実績もあるということで、これらについて十分に設計後の施工をしていけるということを確認しておりますので、このことについては問題はなかったというふうに思ひます。要するに、参加資格については全く問題はなかったと思ひます。

ただ、今日的な経済状況、要するにいろいろな労務単価が上がっておりますとか資材単価が上がっておりますとか、あるいは機材、技術者が不足しているという、全国的にそういう状況がある中で、各地で入札不調という状況が出ておまして、今回本市においてもそのような状況の中で、同様な状況の中で入札不調になったのではないかとこのように考えておりますし、

業者からの聞き取りにおきましてもやはり技術者の問題、それと単価が相当上がってきているという中では、私どもが公開しております予定価格の中ではちょっとやり切れないといったようなことでした。

最終的には、現在、先ほど申し上げましたとおり、詳細についてはただいま調査中でありますので、この後の調査結果を待たなければならないということでありますけれども、現時点でわかっている状況といたしましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） 消費税の影響額ということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、現段階、今予算編成の準備中ということでありまして、今後消費税の関係については議会とも御相談をさせていただきながらということでありまして、極めて概算の影響額ということになりますけれども、歳入の部分にあっては約1,800万円、それから歳出につきましては、これは一般会計ベース、157億円の一般会計予算にこれを当てはめるとすると、8%になりますと約1億3,000万円の影響になるのではないかとというふうに試算をいたしております。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 1点だけ、再々質問をしたいと思います。

環境センターの入札不調ですね。これはもうやめたというんだけれども、これから進めていく上では単価の補正予算なんかも組むのかということと、おりた業者を再度、補正を例えば上積みして、そして再度それらの業者に参加を求めるのか、ここら辺についてはどうお考えでしょう。

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 今回の（仮称）環境センター最終処分場につきましては、総合評価方式でやっております。その中で、設計単価についてはそれぞれ積算基礎がございまして、積み上げてきた額でございますけれども、これを見直すかどうかについても、ただいま詳細に検討しているところでありますけれども、それぞれ積算するに当たっては、国から出された積算の歩掛かりですとかいろいろございますので、そこのところが大きく変わっていない中で、うちがうちなりに見直すということもなかなかできないという状況もありますので、その辺、変更になったところ等々、詳細に調査しながら、その部分で上げるべきところがあれば上げながら、そのときに補正予算を組み、更に新しい予定価格を出すということになります。

それと、業者については今後どのような形でその業者を募っていくかということについては、これから検討してまいるところであります。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（斉藤 昇君）（登壇） 次に、上士別地区における国営農地再編整備事業についてお伺いしたいと思います。

まず、この事業の進捗状況でありますけれども、この国営農地再編整備事業については、平成21年度に着工され、28年度の完了を計画しておりますけれども、この間、事業費の予算づけなどの問題もありましたが、当初の計画に対して現在の進捗状況はどうなっているのか。28年の完了ということになると残り3年でありますけれども、3年でこの事業は完了できると見込んでいるのかどうかも伺いたいと思います。

国の予算も厳しい状況の中で、今後の予算確保も不透明な面もありますけれども、仮に28年度で完了できなければ、地域の該当する農家にはどのような影響があると考えているのかお伺いをしたいと思います。また、事業に伴う受益者や市の負担についてでありますけれども、当初事業費は155億円と聞いておりましたけれども、事業費についての変更はあったのかどうか。変更があったとすれば、どのような要因で変更になったのか。農家と市の負担割合はどのようになっているのか。農家の償還対策と市の負担の財源措置についても、この際明らかにしていただきたいと思います。

更に、事業は本市においては極めて大きな事業であり、農業の振興・発展はもとより、建設業においても大きな期待をもって取り進められてきた事業であります。これまでも市政執行方針や行政報告などで、地元企業の受注機会の拡大に向けて要請するとしておりましたけれども、これまで地元企業が受注した件数と金額はどのようになっているのか。更に、下請・孫請があれば、その件数と金額をわかる範囲で結構なので、この際お知らせをいただきたいと思います。これまでの地元受注を行政としてどのように評価されているか、これもあわせて答弁を求めたいと思います。

この事業は、これからの士別市の農業を考えていく上で非常に意義ある事業と考えますし、特に事業の導入によってGPSなどを活用したIT農業が推進されようとしていることにも大きな期待を持っているところであります。市長の所信表明でも、水田圃場が大型化するスケールメリットを生かすため、上士別IT農業研究会が計画しているIT農業導入を支援するとしておりますけれども、研究会が取り組もうとしている事業に対し、市はどのような支援策を考えているのか、この際お聞きをしたいと思います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） ただいまの質問にお答えいたします。

国営農地再編整備事業は、水稻作の優良地帯であります上士別地区の農業生産基盤や農村集落機能を次の世代に継承していくため、小区画で不整形かつ排水不良等が生じている圃場を効率的な営農が行えるよう大区画化するものであり、国の直轄事業として旭川開発建設部が事業主体となり、平成21年度から28年度までの8カ年計画で区画整理や農地造成など、受益面積825ヘクタール、当初事業費は155億円の事業であります。

そこで、事業の進捗状況についてでありますけれども、本年度までの5カ年で施工した区画整理は、

面積で約427ヘクタール、事業費では86億3,000万円となり、受益面積825ヘクタールに対して52%、事業費ベースでは56%の進捗となっているところであります。現時点では当初計画を下回っておりますが、この大きな要因といたしましては、平成22年度の国の予算編成段階で、農業農村整備事業予算が大幅に削減されたことにより、上士別を初め北海道内各地域での国営事業にも影響が生じたところであります。

こうした中で、28年度までの事業完了の見込みについてであります。これまで各受益者個々の営農計画に影響を及ぼさないよう、地元期成会を初め、市やJAなど関係機関一丸となり、28年度で完了するよう国に対し提案・要望活動を行ってきたところであります。この間、国においては経済対策による補正予算や予備費活用による予算づけをしたことで、若干回復しましたが、28年度の事業完了には今後3年間で約69億円の予算が必要となります。仮に26年度概算要求の30億円が措置され、更に27年、28年の2カ年で39億円の予算が措置されれば、予定どおり完了する見込みであります。要求した予算がつかなかった場合には、一部道路工事等の残工事が29年度以降にずれ込むことも想定されます。

そこで、28年度までに圃場の区画整理などが仮に完了できなかった場合、農家に及ぼす影響としては、該当する圃場での水稻の作付ができなくなり、農家所得が一部減少するとともに、圃場の分散により担い手への農地集積が遅れることが懸念されております。いずれにいたしましても、事業が遅延した場合、農家経営等に直接影響を及ぼすものもありますので、計画期間内の事業完了と必要な予算確保に向け、北海道国営農地再編整備事業推進連絡協議会の関係自治体とともに、要請活動を展開していく考えでございます。

次に、事業に伴う受益者及び市の負担についてであります。国営農地再編整備事業における負担割合は、国が75%、北海道が18%、市が4%、農家が3%となっております。旭川開発建設部の試算では、資材の高騰及び設計労務単価の見直しなどにより約4億円が増額されると聞いており、現時点では159億円に変更される見込みであります。

これをもとに、農家負担としては3%で約3億3,400万円となり、地区内における担い手農家の平均的経営面積14ヘクタールで試算いたしますと、1戸当たりの負担は520万円程度となります。この負担につきましては、償還期間15年の無利子の制度資金を活用することも可能であり、現在、てしおがわ土地改良区とJA北ひびきにおいて手続等が進められております。また、市の負担金約6億8,000万円につきましては過疎債を充当する予定であり、市、農協ともに事業完了の翌年に負担することとされております。

次に、地元企業の受注状況についてであります。これまで旭川開発建設部で発注した請負工事としては、25年11月末現在で土木工事が21件、測量調査で37件の計58件、請負額では約66億円で、そのうち地元企業の受注は土木工事で6件、測量調査で10件の計16件で、請負額では約23億8,000万円となっております。また、工事の一時下請としてこれまで発注された土木工事あるいは測量調査に、市内の建設業者を初め運送業、水道業、舗装業、測量業者などが請け負い、請負額では約2億9,000万円、二次下請は5件、請負額では約500万円となっております。

近年公共事業が減少する中であって、こうした地元企業が一定期間工事にかかわることで、建設産業の振興はもとより、雇用の場の確保、更には資材や燃料の調達等も含めると、地元経済に及ぼす効果は多大であり、今後ともあらゆる機会を通して計画的な事業実施と地元受注機会の拡大に向け、提案活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、上士別IT農業研究会が計画しているIT機器の導入についてであります。この事業の足掛かりとしては、22年11月に北海道大学大学院農学研究員の野口教授の協力を得て、無人トラクター活用の可能性を探る実演会を本市で開催し、その後、23年の春には6.8ヘクタールの大区画圃場で衛星利用測位システム、いわゆるGPSシステムを装着したトラクターでの代かき作業を試験的に実施してきたところであります。

上士別IT農業研究会は、国営事業により大区画化された圃場での農作業の省力化と高度化を図るため、GPSシステムを搭載した無人トラクターの導入に向けた研究・検討を行うことを目的に、平成24年3月に担い手農家や後継者の10名により設立されました。これまでも野口教授の協力を得て、GPSシステムを搭載した無人トラクターによる耕うん、代かき作業及び無人コンバインでの収穫作業などの実演会を実施してきましたが、このような新技術の導入に伴う経費が課題とされております。

まず、トラクターやコンバインなどの作業機器に設置する受信アンテナやステアリング操作のための専用機器が必要となり、その費用は1機当たりおおよそ400万円と高額であり、また、誤差を少なくし精度を高めるため、半径10キロメートル圏内をカバーする地上無線基地局も必要となり、設置費はおおよそ400万円となります。今後、国営事業の完了に伴い、限られた担い手により825ヘクタールの大型圃場を守っていくこととなりますが、農作業の省力化、高度化対策の必要性は理解しており、市としても上士別地区をIT農業のモデル地区に位置づけする中、まずはIT機器に係る国などの助成制度の活用を検討するなど、対応に努めてまいります。

こうした事業の取り組みにより、効率的な機械化作業体系の確立とともに、集落営農の組織化による担い手の確保に努め、上士別地区が有する大規模圃場のスケールメリットを最大限に生かした低コスト農業を推進し、安定した農業経営基盤の確立と食料自給率の向上を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） ここで、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

齊藤 昇議員。

○18番（齊藤 昇君）（登壇） 最後の質問は、定員適正化計画についてでございます。

高齢者福祉施設の指定管理に当たって、職員の派遣条例も提案されるなど、職員数にも変化があるものと考えます。本年第1回定例会の一般質問でも触れましたけれども、行政改革の取り組みで職員数も大幅に減少しており、行革の実績として交付税にも反映されたものと考えます。そこでお聞きいたしますけれども、合併以降職員数の推移はどうなっているのか。あわせて、超過勤務の実態はどうなっているのかお答えいただきたいと思っております。

また、自治体運営改革会議では、公共施設の見直しを初め機構のあり方、更には民間活力の導入なども議論されているとのことでありますけれども、一方では、このたびの市長のマニフェストでは、健康長寿日本一を推進するための体制の強化や東京オリンピック・パラリンピックに向けての合宿の誘致など、新たな取り組みも行われる中であって、仕事の量も増大する傾向にあると思うのであります。

業務量に合った職員の配置が必要であります。職員の適正化計画については現在どのような進捗状況になっているのか、基本的な考えを含め、お聞きをしたいと思います。また、臨時職員の推移についてもお知らせいただきたい。この適正化計画においては、これら臨時職員の人たちは定員の中に含まれるのかについてもお聞きをしたいと思います。

また、男女平等参画社会の推進に当たって、これまでも議論されてきておりますけれども、女性が積極的に市政運営にかかわっていく組織体制をつくっていくことが重要だと思います。定員適正化計画の策定に当たって、女性職員数の推移と女性管理職の数の推移、あわせて今後の考え方の答弁を求めておきたいと思います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

初めに、合併以降の職員数の推移についてであります。平成17年9月合併時の病院医療職を除く職員数が427人であったのに対し、隔年ごとの4月時点の職員数を申し上げますと、平成19年が400人、平成21年が369人、平成23年が356人、本年が347人と、合併時と比較し80人の減員となっております。職員が減員となった主な要因としては、合併による一部組織機構の見直しや課の統合のほか、行財政改革の取り組みにより人員の縮減に努めたことに加え、団塊の世代の退職や病気等による早期退職が多くあったことが上げられます。

平成19年度以降は計画的に職員の採用を継続してまいりましたが、結果として平成18年度に策定した旧定員適正化計画における目標職員数384人に対し、平成23年4月1日の計画終了時には、28人下回る職員数となったところであります。

次に、超過勤務の実態についてであります。職員1人当たりの年間超過勤務時間数は、平成19年度が約61時間、平成21年度が約79時間、平成23年度が約125時間、昨年度が約136時間となっており、年々増加傾向にあります。超過勤務が増加した要因としては、職員数が減少したことも一つの要因と考えますが、地域主権改革による権限移譲事務を初め、職員の業務は全体的に質、量ともに増加しており、更に地方分権一括法に伴う大幅な条例改正事務があったことなどが考えられます。

そこで、定員適正化計画の基本的な考え方と現在の取り組み状況についてであります。現在、今後5年間の定員適正化計画を策定中ではありますが、策定に当たっては、市民サービスの向上、市民の安全・安心の確保を基本に、さきに申し上げましたとおり、職員数と業務量の関係、超過勤務の内容を初め、今後の公共施設のあり方や退職者と新規採用者のバランス、更には職員の健康面も十分に考慮し、適正な目標、職員数となるよう取り組みを進めているところであり

ます。

具体的には、近年職員1人当たりの業務量が増加傾向にある実態や、今後平成30年度末までの定年退職者数が62人になること、また福祉施設の指定管理者制度導入に伴う職員の配置を初め、運用再開を予定している再任用制度による職員の配置、更には近年の人口減少率との整合性等あらゆる観点から計画の策定に当たっており、近々素案をお示しできるものと考えております。

次に、臨時職員数の推移についてであります。職員の産前産後休暇の代替等の一部短期的任用を含めた臨時職員数につきましては、平成23年度は302人、平成24年度は328人、本年度は331人となっております。なお、さきの出合議員にもお答えしたところでありますが、定員適正化計画においてフルタイムの再任用職員は定数には加わるものの、臨時・非常勤職員は算入とはなりません。

最後に、女性職員と女性管理職員数の推移についてであります。本年4月の女性職員の割合は、病院医療職を除いた347人のうち、女性職員は113人で全体の約3割を占め、直近5年間においてほぼ同じ割合で推移をしているところであります。職員の採用に当たりましては、当然のことながら男女の区別なく、市民に期待される優秀な人材を第一に採用しておりますが、一般事務職採用試験の受験者数において、直近5年の平均では女性の割合は約2割となっておりますことから、全体的に女性職員の増員に至らない要因と考えているところであります。

また、女性管理職につきましては、平成21年4月では、管理職総数104人のうち女性職員は9人で、その割合は8.7%でありましたが、本年4月時点では管理職総数97人のうち女性職員は18人であり、その割合は18.6%と、5年前に比較すると約2倍となっているところであります。

管理職としての資質は、強いリーダーシップを初め、折衝力、説得力、判断力などさまざまな能力が求められますことから、男女の区別をすることなく、管理職としてふさわしい人材の登用を図ってきたところであり、今後におきましても意欲と能力のある職員の登用に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 齊藤議員。

○18番（齊藤 昇君） 以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神田壽昭君） これにて一般質問を終結いたします。

○議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時07分散会）